

【翻訳】

章学誠『校讎通義』訳注（一）卷一「原道第一」「宗劉第二」「互著第三」

文教大学目録学研究会（向嶋成美・樋口泰裕・渡邊 大・秋元俊哉・宇賀神秀一・王 連旺・加藤文彬）

訳

本稿は、章学誠『校讎通義』の訳注である。

著者の章学誠は、字は実齋、号は少岩、浙江会稽の人である。清の乾隆三（一七三八）年に生まれ、嘉慶六（一八〇一）年に齢六十四歳で没した。乾隆三十（一七六五）年、二十八歳の年から当時の大儒であった朱筠に従つて学び、同門で乾隆・嘉慶期における代表的な史学家である邵晋涵や洪亮吉らと親しく交わった。乾隆四十三（一七七八）年に四十一歳で進士に及第するが、任官することなく、華北の各地の書院で講じたり、畢沅、朱珪の幕下に加わって『湖北通志』などの書籍の編纂を行つたりした。章学誠はその生涯に数多くの著作を残したが、その学問は當時一世を風靡していた考証の学とは傾向を異にし、明末清初の思想家、黄宗羲以来の思想性に富んだいわゆる「浙東の学」を継承するものとされる。章学誠の年譜には、わが国の内藤湖南の「章実齋先生年譜」（『支那学』第一巻第三・四期、一九二〇年）を嚆矢とし、それを補訂した胡適の「章実齋先生年譜」（上海商務印書館、一九二三年）、さらに補訂を加えた姚名達の「章実齋先生年譜」（『国学月報匯刊』第二巻第四期、一九二七年）、また吳考琳の「章実齋年譜補正」（『説文月刊』第二巻第九～十二期、一九四〇～一九四一年）、王重民の「章学誠大事年表」（『校讎通義通釈』上海古籍出版社、一九八七年、附録）などがある。

章学誠の最も重要な著作として挙げられるのが『文史通義』と『校讎通義』である。前者が歴史の意義について論じたものであるのに対し、後者は目録学の理論・方法について論じたものといつてよい。『校讎通義』は乾隆四十四（一七七九）年、章学誠四十二歳の年に成った。原は四巻であつたが、その後章学誠の生前中に第四巻が失われ、現存するのは「内篇」三巻である。章学誠は亡くなる前にその全ての著作の編訂を友人であつた浙江蕭山の王宗炎に依頼した。それを基にして章学誠の次子である章華紱が道光十二（一八三二）年に河南開封で『文史通義』、『校讎通義』

を刊行して以来、これらの書はいくつかの版を重ねている。そして章学誠の著作の全てがまとまつた形で刊行されたのが、浙江吳興の劉承幹の嘉業堂刊『章氏遺書』四十八巻である。この嘉業堂刊『章氏遺書』に収められる『校讎通義』は実は「内篇」三巻に「外篇」一巻を加えた四巻の形を採つてゐる。しかしこの「外篇」に収められている「吳澄野太史歴代詩鈔商語」以下の二十一編は王宗炎編訂の時に加わつたと考えられるもので、『校讎通義』からは除外するのが一般である。章学誠の著作のテキストについては、張述祖の『文史通義版本考』（『史学年報』第三卷第一期、一九四〇年）、孫次舟の『章実齋著述流伝譜』（『説文月刊』第三卷第一・二期、一九四一年）に詳説がある。なお章学誠の著作のテキストには刊本とは別に抄本もあり、内藤湖南旧蔵の書籍を収藏する関西大学図書館に三本がある。井上進氏の『内藤湖南藏本文史校讎通義記略』（『東方学会創立五十周年記念論文集』一九九七年）のち、『書林の眺望』（平凡社、一九〇六年）によれば、その中の一本『文史校讎通義』不分巻、六冊は嘉業堂刊本より旧い形を伝えるものであるという指摘がなされていて興味深い。また近時の排印本としては、劉公純標点の『文史通義』（古籍出版社、一九五六年、中華書局新一版、一九六一年）があり、これは嘉業堂刊本を排印したものである。さらに注釈書としては、葉長清の『文史通義注』（無錫国学専修学校叢書、一九三五年）、葉瑛の『文史通義校注』（中華書局、一九八五年）、王重民の『校讎通義通解』（上海古籍出版社、一九八七年、傅傑導読、田映曦注本、上海古籍出版社、二〇〇九年）がある。

本稿では訳出にあたり葉瑛の『文史通義校注』を底本として用いた。この書は『文史通義』の諸本九種をもちいて校注がなされており、今日求められる最良のテキストと判断したからである。本稿の作成は、向嶋成美、樋口泰裕、渡邊大、秋元俊哉、宇賀神秀一、王連旺、加藤文彬の七名からなる文教大学目録学研究会が開催した定例研究会において、議論、検討を進める中で得られた成果に基づくものである。その議論、検討の内容に整理を加え、訳注としてまとめにあたり、研究会での中心的役割を果たした発表者がそれぞれ発表を担当した章を執筆することとした。今回の第一回では、『校讎通義』全三巻のうち卷一の「叙」、「原道第一」を渡邊が担当執筆し、「宗劉第二」を樋口が担当執筆し、「互著第三」を宇賀神が担当執筆した。文責もまたそれぞれの担当者に帰するものとする。

キーワード：校讎通義　章学誠　目録学　原道　宗劉　互著

卷一

自敍

【原文】

敍曰、校讎之義，〔注一〕蓋自劉向父子。〔注二〕部次條別，將以辨章學術、考鏡源流，非深明於道術精微、羣言得失之故者，不足與此。後世部次甲乙、紀錄經史者，代有其人，而求能推闡大義、條別學術異同，使人由委溯源、以想見於墳籍之初者，千百之中，不十一焉。

鄭樵生千載而後，慨然有會於向、歆討論之旨，因取歷朝著錄，略其魚魯亥之細，而特以部次條別、疏通倫類，考其得失之故而爲之校讎。〔注四〕蓋自石渠天祿以還，學者所未嘗窺見者也。〔注五〕顧樵生南宋之世，去古已遠，劉氏所謂『七略』『別錄』之書，久已失傳。〔原注〕『唐志』尚存、『宋志』已逸，嗣是不復見矣。』所可推者，獨班固『藝文』一志。而樵書首譏班固，凡所推論，有涉於班氏之業者，皆過爲貶駁之辭。〔注六〕蓋樵爲通史，而固則斷代爲書，兩家宗旨，自昔殊異，所謂道不同不相爲謀，無足怪也。獨『藝文』爲校讎之所必究，而樵不

能平氣以求劉氏之微旨，則於古人大體，終似有所未覩。

又其議論過於駿利。隋唐史志、甲乙部目，亦略涉其藩，而未能推闡向、歆學業，以究悉其是非得失之所在。故

其自爲『通志』藝文・金石・圖譜諸略，牴牾錯出。〔注七〕與其所譏前人著錄之謬，未始徑庭，此不揣本而齊末者之效也。又其論求書之法，校書之業。〔注八〕既詳且備。

然亦未究求書以前，文字如何治察。〔注九〕校書以後，圖籍如何法守。〔注十〕凡此皆鄭氏所未遑暇。蓋其涉獵者博，又非專門之精，鉅編鴻製，不能無所疎漏，亦其勢也。

今爲折衷諸家，究其源委，作『校讎通義』，總若干篇，勒成一家，庶於學術淵源，有所釐別，知言君子，或有取於斯焉。

原道第一

宗劉第二

互著第三

別裁第四

辨嫌名第五

補鄭第六

校讎條理第七

【訓読文】

叙に曰く、校讎の義は、蓋し劉向父子自りす。部次条別し、將に以て學術を辨章し、源流を考鏡するは、皆過ぎて貶駁深く道術の精微、群言得失の故に明らかなる者に非ざれば、此に与るに足らず。後世、部次甲乙し、經史を紀録する者、代々其の人有るも、能く大義を推闡し、學術の異同を條別し、人をして委に由り源に溯り、以て墳籍の初めを想見せしむる者を求むれば、千百の中、十一たらず。

鄭樵は千載の後に生まれ、慨然として向・歆討論の旨に会する有り、因りて歴朝の著録を取り、其の魚魯豕亥の細かきは略して、特に部次条別するに、倫類を疏通し、其の得失の故を考うるを以て之を校讎と為す。蓋し石渠天祿自り以還、学者の未だ嘗て窺見せざる所の者なり。顧だ樵は南宋の世に生まれ、古を去ること已に遠し、劉氏の所謂『七略』『別錄』の書、久しく已に伝を失い、『原注』『唐志』尚お存し、『宋志』已に逸す、是に

嗣いで復た見えず』、推すべき所の者は、独り班固の『芸文』一志のみ。而して樵の書首めに班固を譏り、凡そ推論する所、班氏の業に涉る者有れば、皆過ぎて貶駁の辭を為す。蓋し樵は通史を為し、而して固は則ち断代して書を為す。両家の宗旨、昔自り殊に異なる。所謂道同じからざれば相い為に謀らざるは、怪しむに足る無きなり。独り『芸文』のみ校讎の必ず究むる所為れども、樵氣を平らかにして以て劉氏の微旨を求むる能わざれば、則ち古人の大体に於いて、終に未だ窺わざる所有るに似たり。又た其の議論駿利に過ぐ。隋唐史志、甲乙部目、亦た略ぼ其の藩に涉るに、未だ向・歆の術業を推闡し、以て其の是非得失の在る所を究悉する能わざ。故に其れ自ら『通志』『芸文』、『金石』、『図譜』の諸略を為すも、牴牾錯出し、其の譏る所の前人著録の謬りと未だ徑庭を始めず。此れ本を揣らずして末を斉う者の效いなり。又た其の求書の法、校書の業を論ずるに、既に詳く且つ備わる。然るに亦た未だ求書以前、文字は如何に治察し、校書以後、図籍は如何に法守するかを究めず。凡そ此れ皆鄭氏の未だ遑暇あらざる所なり。蓋し其の涉獵する者博きも、又

た専門の精に非ず。鉅編鴻製、疎漏する所無きこと能わざるは、亦た其の勢なり。

今、為に諸家を折衷し、其の源委を究め、「校讎通義」を作る。總べて若干篇、一家を勒成す。庶わくは學術の淵源に於いて、釐別する所有り、知言の君子、或いは斯に取る有らんことを。

原道第一

宗劉第二

互著第三

別裁第四

辨嫌名第五

補鄭第六

校讎条理第七

著錄残逸第八

藏書第九

【現代語訳】

校讎の本旨は、劉向父子より始まつた。書物の分類、配列を通じて學術の別を明らかにし、その起源と沿革を考察するには、道德・學術の精微や群言の得失に通

じている者でなければ、それにあたることはできない。後世にも、書籍を甲乙と分類し、經史を記録した者は代々いたが、校讎の大義を推究、闡明し、學術の異同を弁別し、委細から根本にさかのぼり、典籍の当初の姿を想い致せしめたものは、千百のうち十一もなかつた。

鄭樵は劉向・劉歆親子より千年の後に生まれ、志を奮つて劉向・劉歆父子の討究、論議の趣旨を理会した。

そこで、歴代の著録を取りあげるにあたつては、魚魯豕亥の誤りといった細かいことがらは省略し、もつぱら分類と配列とによつて各々の専門間の関係と學術の変遷を明らかにし、その得失の所以を考究することこそが校讎であるとしたのである。思うに、漢代に、石渠閣、天祿閣がたてられて（藏書、校書の制度が行なわれるようになって）以降、それまでの学者が窺い知れなかつたことなのである。ただ、鄭樵は南宋の世に生まれ、古を去ることすでに遠く、劉氏のいわゆる『七錄』『別錄』の書も、すでに久しく流傳が失われていた〔原注：『唐志』にはまだ著録されているが『宋志』ではすでに失われている〕。劉氏の事業を推しはかることのできるものは

『漢書』芸文志のみである。しかし鄭樵の書ではその冒頭から班固を誇つており、あらゆる議論において班固の仕事に関わるものがあれば、みな極めて批判の文辭をなしている。これは恐らく鄭樵が通史を提唱していたのに対して、班固は『漢書』を断代史として完成させていたからで、両者の信ずるところは、古より随分とかけ離れていたためであろう。いわゆる「道をともにしないものは一緒に語り合うことができない」（論語・衛靈公）ということであって、怪しむには足らない。ただ、『漢書』芸文志のみが校讎において必ず究めるべきものであるのに、鄭樵は冷静になつて劉氏の奥深い趣旨を追究することができなかつたのであり、だとすれば古人の大義についても、とうとう窺うことができなかつたかのようである。また鄭樵の議論には尖銳にすぎるところがある。隋唐の史志の書籍分類は、やや繁雑に流れてしまい、劉向、劉歆の校書作業を推しあつてその是非得失がどこにあるか究明することはできなかつた。そこで鄭樵は自ら『通志』芸文、金石、図譜の諸略を作つたが食い違いが続出し、自身が批判した前人の著録の誤りとそう大差ない出来となつ

てしまつてゐる。これでは「大本を測らずに末端を揃えようとする」（孟子・告子下）というものである。また彼の論じる求書の法や校書の業は、詳細であり完備してはいるが、求書以前に、文字はどういうに考察するか、校書以降、図籍はどういうに管理するかについては究められていない。すべてこれらについては、鄭樵はそれを考究する遑がなかつたのである。彼の渉獵するところは広いが、専門の精密さはない。もっとも大著述であれば遺漏がないということは免れず、それもまた仕方のないことである。

今、そこで、私は諸家を折衷し、原委を究めて『校讎通義』を著わした。計若干篇、一家としてまとめ、願わくは学術の淵源において治め正すところがあり、知言の君子のあるいはここに取るところが有らんことを。

原道第一
宗劉第二
互著第三
別裁第四
辨嫌名第五

補鄭第六

校讎条理第七

著録残逸第八

蔵書第九

【訳注】

一本箇所に関連するものとして、『章氏遺書』外編卷一「信摭」に「校讎之學、自劉氏父子。淵源流別、最爲推見古人大體。而校訂字句、則其小焉者也。千載而後、鄭樵始有窺見特著校讎之略、而未盡其意、人亦無由知之。世之論校讎者、惟爭辨於行墨字句之間、不復知有淵源流別矣。近人不得其說、於古書有篇卷參差、敍例同異、當考辨者、乃謂古人別有目錄之學、其屬託聞。」とある。

校讎は本来、書物の校勘をいう。劉向「管子序錄」に、「所校讎中管子書三百八十九篇。」とある。また、讎校ともいつたようだ。『文選』（左思「魏都賦」）張載注所引の『風俗通』には、劉向『別錄』を引いて「讎校、一人讀書、校其上下、得繆誤、爲校。一人持本、一人讀書、若怨家相對〔爲讎也。〕」とする。しかし、章學誠は、校讎を單なる校勘とは見ず、その意義は、「部次條別」を通しての「辨章學術」「考鏡源流」にこそあるとし、劉向父子の校書事業の真価もそこにあると考へている。

る。目録の語は、『漢書』敍伝に、「劉向司籍、九流以別、爰著目錄、略序洪烈。」とみえているが、目録（之）学という語は北宋の楚象先『蘇魏公譚訓』卷四にみえるのが最も早い用例のようである。（また、文献、文献学という語もあるが、こちらは、『論語』八佾篇の、「夏禮吾能言之、杞不足徵也。殷禮吾能言之、宋不足徵也。文献不足故也。」にもとづく。もつとも皇侃『論語義疏』に「文、文章也。」とされており、今日一般に用いられるような意味で文献の語を用いたものとしては、馬端臨『文献通考』が比較的早い例のようである。また、文献学の語はさらに遅れて近代になってからのものである。）

章學誠が目録（之）学ではなく、校讎の語を用いるのは、目録がモノであり、校讎がコトであること、校讎の語が劉向の序錄に由来することにもよるのであろうが、それよりも、『校讎通義』が、目録のあり方を學術史という観点から理論的に考察した鄭樵（一一〇四～一一六二）の『通志』校讎略を意識し、それを承けての著作であることによるだろう（王重民「章學誠大事年表」が指摘しているように、『校讎通義』はもともと「續通志校讎略」として企画されたものであった）。章學誠は、『文史通義』においても、申鄭篇を設けて「鄭樵生千載而後、慨然有見於古人著述之源、而知作者之旨、不徒以詞采爲文、考據爲學也。」と述べ、秩通篇では、『通志』精要在乎義例。蓋

一家之言、諸子之學識、而寓於諸史之規矩、原不以考據見長也。後人議其疎陋、非也。」と述べるなど、鄭樵を高く評価している（興味深いのは、鄭樵に対する両様の評価が、章学誠に対する評価にも重なっていることで、例えば、余嘉錫は『目録学発微』では、「章氏書雖多謬誤、而其人好爲深湛之思、往往發爲創論、暗與古合。即此『辨章學術、考鏡源流』二語、亦非好學深思心知其意者不能道。」とす）る一方で、『書章実齋遺書後』では、「實齋：性既健忘、又自視太高、除創通大義數十條外、他皆非所措意。徵文考獻、輒多謬誤。」述べている。なお、章学誠の引用の杜撰さについては、錢鍾書『談芸錄』八六「附說二十」に、「竊謂實齋記誦簡陋、李愛伯、蕭敬宇、李審言、章太炎等皆曾糾其疎闕。」とある。

なお、章学誠同様、校讎を広義に用いている例として、張舜徽『広校讎略』の「目録・版本・校勘、皆校讎之事」が挙げられる。一方、向宗魯『校讎學』の「昔人校讎之名、本以是正文字爲主。而鄭樵章學誠之流、辨章學術、考鏡源流者、特爲甲乙簿錄語其宗極、而冒戶校讎之名、翻其反矣。……辨章學術者、校讎之餘事、是正文字者、校讎之本務也」や阮廷灼『斠讎通論』の「斠讎之義、始亂於鄭漁仲之專明類例、繼亂於章實齋之辨章流別」のように、狹義の校讎のみを校讎とする立場をとるものもいる。

二 刘向（前七九～前六）、本名は更生、字は子政、漢高祖の異母弟、楚元王交の子孫。成帝の時に光禄大夫となり、中

墨校尉に至った。成帝の命により、宮中の藏書整理事業に従事し、その成果は『別録』としてまとめられた。劉歆（前三二？～後二三）、字は子駿、劉向の第三子。父とともに校書作業に携わり、その後も事業を引き継いで『七略』を完成させた。『漢書』三十六「楚元王伝」。

三 刘向父子の校書事業については、『漢書』芸文志の総序に「成帝時、以書頗散亡、使謁者陳農、求遺書於天下、詔光祿大夫劉向校經傳、諸子・詩賦、步兵校尉任宏校兵書、太史令尹咸校數術、侍醫李柱國校方技。每一書已、向輒條其篇目、撮其指意錄而奏之。會向卒。哀帝復使向子侍中奉車都諸尉歆卒父業。歆於是總羣書而奏其七略。」とある。

四 鄭樵は、『通志』総序で「學術之苟且、由源流之不分。書籍之散亡、由編次之無紀。……故作『藝文略』。冊府之藏、不患無書。校讎之司、未聞其法。欲三館無素餐之人、四庫無蠹魚之箇、千章萬卷、日見流通、故作『校讎略』。」と述べている。校輯略においても、書籍分類の重要性は最も強く主張されており、たとえば、「學之不專者、爲書之不明也。書之不明者、爲類例之不分也。有專門之書、則有專門之學。有專門之學、則有世守之、能人守其學、學守其書、書守其類、人有存沒而學不息、世有變故、而書不亡。」、「類例既分學術自明」などと述べている。

五 『漢書』卷八十八儒林伝「校讎」に、「詔拜讎爲博士、甘露中與五經諸儒、雜論同異於石渠閣。」とあり、その顏師古注に、「三輔故事」を引いて、「石渠閣在未央殿北以藏祕書

也。」とある。また、『三輔黃圖』卷六に「天祿閣藏典籍之所。……劉向於成帝之末校書天祿閣」とある。

六 『通志』という名称が示すとおり、鄭樵は、史書は通史であるべき事を主張している。その総序では、「自『春秋』之後、惟『史記』擅製作之規模。不幸班固非其人、遂失會通之旨。司馬氏之門戶、自此衰矣。班固者、浮華之士也。全無學術、專事剽竊。」と述べるほか、『漢書』が断代史であることはもちろんのこと、その論贊が冗長であること、また、古今人表を載せていることなどを批判している。

七 『通志』の不備について、『四庫提要』は、「藝文略」則分門太繁、又韓愈『論語解』論語類前後出。張弧『素履子』儒家、道家兩出。劉安『淮南子』道家、襍家兩出。荆浩『筆法記』乃論畫之語、而列於法書類。『吳興人物志』『河西人物志』乃傳記之流、而列於名家類。段成式之『玉格』乃『酉陽雜俎』之一篇、而列於寶器類、尤爲荒謬。『金石略』則鐘鼎碑碣、核以『博古』『考古』二圖、『集古』『金石』二錄、脫略至十之七八。」と例を挙げ、『蓋宋人以義理相高、於考證之學、罕能留意。樵恃其該洽、睥睨一世、諒無人起而難之、故高視闊步、不復詳檢、遂不能一一精密、致後人多所譏彈也。』といふ。

八 なお、『校讎通義』卷一に第六「補鄭」があり、卷二に「鄭樵誤校漢志」がある。

『通志』校讎略「求書之道有八論」に、「求書之道有八、一曰、卽類以求。二曰、旁類以求。三曰、因地以求。四曰、

因家以求。五曰、求之公。六曰、求之私。七曰、因人以求。

八曰、因代以求、當不一於所求也。」とある。また、「求書遣使校書久任論」には、「求書之官、不可不遣。校書之任、不可不專。漢除挾書之律、開獻書之路、久矣。至成帝時、遣謁者陳農、求遺書於天下、遂有『七略』之藏。隋開皇間、竇章公請分遣使人搜訪異本、後嘉則殿藏書三十七萬卷。祿山之變、尺簡無存、乃命苗發等使江淮括訪、至文宗朝、遂有十二庫之書。唐之季年、猶遣監察御史諸道搜求遺書。知古人求書欲廣、必遣官焉、然後山林藪澤可以無遺。司馬遷世爲史官、劉向父子校讎天祿、虞世南・顏師古相繼爲祕書監、令孤德棻三朝當修史之任、孔穎達一生不離學校之官。若欲圖書之備、文物之興、則校讎之官、豈可不久其任哉。」とある。

九 卷一の第一「原道」で扱う内容を指す。

一〇 卷一の第九「藏書」で扱う内容を指す。

原道〔注二〕第一

【原文】

古無文字。結繩之治、易之書契、聖人明其用曰、百官以治、萬民以察〔注二〕。夫爲治爲察、所以宣幽隱而達形名、蓋不得已而爲之〔注三〕。其用足以若是焉斯已矣。

理大物博、不可殫也、聖人爲之立官分守、而文字亦從而紀焉。有官斯有法、故法具於官。有法斯有書、故官守其書。有書斯有學、故師傳其學。有學斯有業、故弟子習其業。官守學業皆出於一、而天下以同文爲治〔注四〕、故私門無著述文字。私門無著述文字、則官守之分職、卽羣書之部次、不復別有著錄之法也〔注五〕。

右一之一

【訓読文】

古に文字無し。結縄の治、之を書契に易うるに、聖人其の用を明らかにして曰く、「百官以て治め、万民以て察^{あき}かなり」と。夫れ治を為し察を為すは、幽隱を宣べ、形名を達する所以にして、蓋し已むを得ずして之を為す。其の用は是くの若きを以て足れば焉れ斯^{すなわ}ち已む。理大にして物博なれば、殫すべからざるなり。聖人之が為に官を立て守を分け、而して文字も亦た従いて紀^{おさ}む。官有れば斯ち法有り。故に法は官に具わる。法有れば斯ち書有り。故に官其の書を守る。書有れば斯ち学有り。故に師其の学を伝う。学有れば斯ち業有り。故に弟子其の業を習う。官守と学業と皆一に出ず。

而して天下 同文を以て治を為す。故に私門に著述文字無し。私門に著述文字無ければ則ち官守の分職は即ち群書の部次にして、復た別に著録の法 有らざるなり。

右一の一

【現代語訳】

太古には文字はなかつた。結縄によつて治めていたものを書契（＝文字）によるものにかえたのであるが、聖人はその効用を明らかにして、「（文字によつて）百官は職務を治め、万民は物事を察知するようになつた」と仰つている。それは百官が職務を治め、万民が物事を察知して、奥深い事柄をはつきりとさせて名実を一致させる手段であるが、思うに（聖人は）時勢に従つてそれを用いざるを得なかつたのである。文字の効用はただ職務を治め物事を察知することができればそれでよいのである。理は至大であり、物事は広博であるから、すべてを窮め尽くすことはできない。聖人はそこで百官を設け職掌を分担させた。こうして文字もまたそれぞれ管理されることになつたのである。官職があ

れば各々に儀法というものが存在する。だから儀法はそれぞれの官職に具わるのである。儀法があればそれを記した書物が存在する。それぞれの職官が各々その書物を守るのである。書物があればそれについての学問が存在する。そこで師がその学を伝承するのである。学問があれば教育がある。そこで弟子はその教育を受けるのである。官職と学業とがどちらもひとところからである。こうして天下は同文によつて政治を行なう。だから私門には著述といふものがなかつたのである。私門に著述がなければ百官の分掌が、そのまま群書の分類ということになり、それ以外に著録の法というものはなかつたのである。

以上一の一

【訳注】

一 灵鷲閣叢書本『文史通義補篇』に附載される盧江何氏『文史通義鈔本目』によれば、原題は「著録先明大道論」であった。原道は、「道を原ねる」つまり、道を根本から考察するという意味。ここでは、書籍の起源とその変遷を、その所以から明らかにすること。本節の訳注二に引く『和州芸文書序例』や『文史通義』にも原道が置かれてい

る。後者には、「道之大原出於天。天固諄諄然命之乎。曰、天地之前，則吾不得而知也。天地生人，斯有道矣，而未形也。三人居室而道形矣，猶未著也。人有什伍而至百千。一家所不能容。部別班分，而道著矣。」とあるように、章学誠にとつての道は、（その根柢を天とするものの）人間が社会を形成していくため道理ともいふべきものであつた。章学誠は、「聖人求道，道無可見」として、道そのものは不可知であるため、人間は道の現れである諸事象を直接の認識の対象とするしかないと考へているが、「易曰『形而上者謂之道，形而下者謂之器』道不離器、猶影不離形。後世服夫子之教者自六經以謂六經載道之書也。而不知六經皆器也。」という発言からも窺えるように、そのことはむしろ、何事も具体に即して、その根本を踏まえ、歴史的に捉えようとする章学誠の学問の中で積極的に位置づけられることに注意しなければならない。

なお、原道という篇名が、『淮南子』原道、劉勰『文心雕龍』原道、韓愈『原道』などを意識しつつ、章学誠独自の境地に立つたものであることは、『与陳鑑亭論学書』（『章学誠遺書』卷九）に、「道無不該，治方術者，各以所見爲至。古人著『原道』者三家，淮南託於空蒙，劉勰專言文指，韓昌黎氏特爲佛老塞源，皆足以發明立言之本。鄙著宗旨，則與三家又殊。『文史通義』專爲著作之林，校讎得失。著作乎學問，而近人所謂學問，則以『爾雅』名物，六書訓詁，謂足盡經世之大業。雖以周・程義理、韓・歐文辭、不

難一昧置之。其稍通方者、則分考訂・義理・文辭爲三家、而謂各有其所長、不知此皆道中之一事耳。著述紛紛、出奴入主、正坐此也。鄙著原道之作、蓋爲三家之分畛域設也。」

と章学誠自らが述べている。

二　『周易』繫辭下伝にもとづく。『校讎通義』に先立つて書

かれた「和州芸文書序例」原道にも、「易」曰、「上古結繩而治。後世聖人易之以書契。百官以治。萬民以察。」夫文字之原、古人所以爲治法也。三代之盛、法具於書、書守之官。天下之術業、皆出於官師之掌故、道藝於此焉齊、德行於此焉通、天下所以以同文爲治。而『周官』六篇、皆古人所以卽守官而存師法者也。……三代而後、文字不隸於職司、於是官府章程、師儒習業、分而爲二、以致人自爲書、家自爲書。蓋泛濫而出於百司掌故之外者、遂紛然矣。書旣散在天下、無所統宗、於是著錄部次之法、出而治之、亦勢之所不容已。然自有著錄以來、學者視爲紀數簿籍、求能推究同文爲治、而存六典識職之遺者、惟劉向・劉歆所爲『七略』『別錄』之書而已。故其分別九流、論次諸子、必云出於古者某官之掌、其流而爲某家之學、失而爲某事之敝、條宣究極、隱括無遺。」とある。

また、『文史通義』詩教上には、「古未嘗有著述之事也、官師守其典章、史臣錄其職載、文字之道、百官以之治而萬民以之察、而其用已備矣。是故聖王書同文以平天下、未有不用之於政教典章、而以文字爲一人之著述之者也。道不行而師儒立其教、我夫子之所以功賢堯舜也。」とある。

三　「不得已」は、「仕方がなく」ではなく、歴史の趨勢によつて「必然的に」という意味。『文史通義』にはよくみられ、

例えば、原道上には、「仁義忠孝之名、刑政禮樂之制、皆其不得已而後起者也。」とある。

四　『礼記』中庸に「今天下車同軌、書同文。」とある。

五　文字は古の聖人が政治を円滑に行なうために発明したものであり、記録や著述は、各官によって管理、継承されており、私の著述はもともと存在し得なかつたというのが章学誠の考え方である。各官とは、後に引かれるように『周礼』における三百六十の官職である。例えば、『文史通義』原道中に、「治教無二、官師合一」とあるように、章学誠によれば、当時の学問は、すべて官職に関わるものであったから、学問や書籍の分類も、官職の分類と一致していたということがある。

【原文】

後世文字、必溯源於六藝。六藝非孔氏之書、乃周官之舊典也。〔注一〕易掌太卜、書藏外史、禮在宗伯、樂隸司樂、詩領於太師、春秋存乎國史。〔注二〕夫子自謂述而不作、明乎官司失守、而師弟子之傳業、於是判焉。〔注三〕秦人禁偶語詩・書、而云欲學法令者、以吏爲師。〔注四〕其棄詩・書、非也。其曰以吏爲師、則猶官守學業合一

之謂也。由秦人以吏爲師之言、想見三代盛時、禮以宗伯爲師、樂以司樂爲師、詩以太師爲師、書以外史爲師、三易・春秋、亦若是則已矣。又安有私門之著述哉。

右一之二

『易』『春秋』も亦た是くの若くんば則ち已む。又た安
くにか私門の著述有らんかな。

右一の二

【訓読文】

後世の文字は必ず源を六芸に溯る。六芸は孔氏の書に非ず。乃ち『周官』の旧典なり。『易』は太トに掌つかさとられ、『書』は外史に藏せられ、『礼』は宗伯に在り、『樂』は司樂に隸したがい、『詩』は太師に領められ、『春秋』は国史に存す。夫子自ら述べて作らずと謂う。明らかなるか、官司守りを失いて師弟子の業を伝うるは、是に於いて判焉たり。秦人は『詩』『書』を偶語するを禁ず。而して「法令を学ばんと欲する者は、吏を以て師と為す」と云う。其の『詩』『書』を棄つるは、非なり。其の「吏を以て師と為す」と云えば、則ち猶お官守学業合一の謂いなり。秦人の吏を以て師と為すの言に由りて、三代の盛時を想見すれば、『礼』は宗伯を以て師と為し、『樂』は司樂を以て師と為し、『詩』は太師を以て師と為し、『書』は外史を以て師と為し、三

【現代語訳】

後世の著述は必ずその淵源を六芸に溯ることができ
る。六芸は孔子の著述ではない。『周官』に記された官職の掌つていた旧典なのである。『易』は太トによつて掌られ、『書』は外史によつて保管され、『礼』は宗伯のところに置かれ、『樂』は司樂に属し、『詩』は太師に保たれ、『春秋』は国史に保存された。夫子は自身の姿勢を古の聖賢の道を祖述するのみで創作はしないと仰っている。明らかに、周代の官司がその職掌を失つて、(孔子の学苑のような)師弟によつて学業が伝承されることになつたことが、ここにおいてはつきりするのである。秦代には『詩』『書』について語り合
うことなどが禁じられた。その一方で「法令を学びたい者は、役人を教師とする」ともいつている。とすれば秦代に『詩』『書』がすべて廃されたというのは、事実ではない。秦が「役人を教師とする」といつているの

だから、当時はまだ官職が学問と教育とをともに掌つていたということなのだ。秦代の「役人を教師とする」ということばによつて、三代の盛時を想像するに、「礼」については宗伯を教師とし、「樂」については司樂を教師とし、「詩」は太師を教師とし、「書」は外史を教師とし、三『易』や『春秋』についてもまたそのようであつただろう。このうえどうして私門の著述があつうか。

以上一の二

【訳注】

一 六芸とは、六經（易・書・詩・礼・樂・春秋）のこと。
『文史通義』原道中にも、「夫子明教於萬世、夫子未嘗自爲說也。表章六籍、存周公之舊典、故曰『述而不作、信而好古。』」とある。また、『文史通義』易教には、「六經皆史也。古人不著書、古人未嘗離事而言理、六經皆先王之政典也。」とあり、經解中には、「事有實據、而理無定形。故夫子述六經、皆取先王典章、未嘗離事而著理。」とある。

二 太卜、外史、宗伯、司樂、太師は、いずれも『周禮』春官の官名。『周禮』の記述は以下の通り。
易」。

外史・掌書外令、掌四方之志、掌三皇五帝之書、掌達書名于四方。若以書使于四方、則書其令。

大宗伯・掌建邦之天神、人鬼、地示之禮、以佐王建邦國。

大司樂・掌成均之法、以治建國之學政、而合國之子弟焉。

凡有道者、有德者、使教焉。死則以爲樂祖、祭於瞽宗。以樂德教國子。中和、祇庸、孝友。以樂語教國子。興道、諷誦、言語。以樂舞教國子舞「雲門」、「大卷」、「大咸」、「大鑿」、「大夏」、「大震」、「大武」。以六律、六同、五聲、八音、六舞大合樂、以致鬼神示、以和邦國、以諧萬民、以安賓客、以說遠人、以作動物。乃分樂而序之、以祭、以享、以祀。

太師・教六詩、曰風、曰賦、曰比、曰興、曰雅、曰頌。

なお、『文史通義』原道中には、「易曰『形而上者謂之道、形而下者謂之器』道不離器、猶影不離形。後世服夫子之教者自六經、以謂六經載道之書也。而不知六經皆器也。」『易』之爲書、所以開物成務、掌於春官太卜、則固有官守而列於掌故矣。『書』在外史、『詩』領太師、『禮』自宗伯、『樂』有司成、『春秋』各有國史。」とある。

三 「子曰、述而不作、信而好古、竊比於我老彭。」は、『論語』述而篇冒頭の一章。章学誠は、孔子のこの発言から、本来、官によつて独占されていた儒教經典が、周の衰えた後に民間に流れ、孔子の整理を経て、その学苑の教科書となつたと考えてゐる。

四 『史記』秦始皇本紀に、李斯の獻策として、「臣請史官非

秦記皆燒之。非博士官所職、天下敢有藏詩書、百家語者、

悉詣守尉雜燒之。有敢偶語詩書者弃市。以古非今者族。

見知不舉者與同罪。令下三十日不燒，黥爲城旦。所不去者、

醫藥卜筮種樹之書。若欲有學法令、以吏爲師。」とある。

右一之三

【訓読文】

劉歆『七略』、班固 其の輯略を刪りて其の六を存す。

顏師古曰く「輯略は諸書の總要を謂う」と。蓋し劉氏 羣

書の旨を討論するなり。此れ最も明道の要為るに、惜

しいかな、其の文伝わらず。今見るべき者は、唯だ部

目を總計するの後に、流別を条辨する数語なるのみ。

此の数語に即いて之を窺うに、劉歆蓋し深く古人官師

合一の道に明らかにして以て私門には初め著述無きの

故を知ること有るなり。何となれば則ち、其の六芸を

叙べて後、次に諸子百家に及び、「必ず某家者流は蓋し

古者某官の掌に出、其の流れは某氏の学に為り、失い

て某氏の弊と為る」と云う。其の某官の掌と云うは、

即ち法は官に具わり、官は其の書を守るの義なり。其

の流れで某家の学と為ると云うは、即ち官司職を失い

て、師弟業を伝うるの義なり。其の失いて某氏の弊と

為ると云うは、即ち孟子の所謂「心に生ずれば政に發

し、政を作せば事を害す」なり。辨じて之を別つは、

蓋し知言の学者を庶幾わんと欲するなり。劉氏の旨に
藝、宣明大道、不徒爲甲乙紀數之需、亦已明矣。

由りて、以て博く古今の載籍を求むれば、則ち著録部次、辨章流別、將に以て六芸を折衷し、大道を宣明せんとし、徒らに甲乙紀数の需を為さざるは、亦た已だ明らかなり。

右一の三

【現代語訳】

劉歆の『七略』は、班固がその輯略を刪つて、六略のみが残されている。顏師古注には、「輯略は諸書を總括したものである」と。おもうに劉氏が群書の要旨を検討論究したものであつたろう。この一篇は道を明らかにするための要であつたのに、惜しいことに、その文章は伝わっていない。今見ることのできるのは、ただ各部目の総計の後に、學術の流別を述べる僅かな部分のみである。その残された部分によつて考えてみると、恐らく劉歆は古代には官制と學問とがひとつものであつたことを深く理解していた。そこで私門にもともと著述がなかつたという理由を知ることができたのである。どうしてそのことが分かるかといふと、劉歆は、六芸について述べ、次に諸子百家に及んでいる

が、その中できつと「某家者流は、古代においては某官の職掌であつた。その流れを受け継いだのが某氏の学であり、その欠点が某氏の弊となつて現れたのである」と述べている。「某官の職掌であつた」というのは、つまり儀法がある官職に具わつており、その官はその書物をつかさどつていたということである。「その流れを受け継いだのが某家の学である」というのは、つまり官司が職掌を失つて、師弟によつて学業が伝えられるようになつたということである。「その欠点が某氏の弊となつて現れた」というのは、つまり孟子の「ところの〔間違いが〕心に生ずればその弊害が政にも發し、政に弊害がおこれば事柄にも被害が生じる」（公孫丑上）というものである。劉歆がそれらを区別したのは、恐らくは、知言の学者の出現を願つてのことであろう。劉氏の主旨によつて、博く古今の載籍を求めれば、群籍を著録、部次し、學術の変化を辨章し、それによつて六芸を折衷し、大道を宣明しようとするものであり、ただいたずらに書籍を配列し卷数を記すためになされたものでないこともまた大いに明らかなのである。

以上一の三

【訳注】

一 「七略」が『漢書』芸文志に取り込まれた際、「輯略」が削除されたかについては異論がある。例えば、姚振宗は「七略佚文叙」で、「藝文志」序一篇、六略總序六篇、每篇篇序三十三篇、綜凡四十篇。除去班氏接記後事之語、皆『輯略』節文也。」とし、余嘉錫『目錄學發微』目錄書之体制三「小序」は、「劉歆嗣父之業、部次羣書、分爲六略、又敍各家之源流利弊、總矣一篇、謂之輯略、以當發凡起例。班固就『七略』刪取其要以爲『藝文志』因散輯略之文、分載各類之後、以便觀覽。後之學者不知其然、以爲『七略』只存其六、其實「輯略」之原文具在也。」として、輯略は、『漢書』芸文志各部目の序として分載されていると考えている。

二 『漢書』芸文志に附された顏師古注。

三 例えは諸子略・道家の序には「道家者流、蓋出於史官、歷記成敗存亡禍福古今之道、然後知秉要執本、清虛以自守、卑弱以自持、此君人南面之術也。」とあり、墨家の序には、「墨家者流、蓋出於清廟之守。茅屋采椽、是以貴儉。養三老五更、是以兼愛。選士大射、是以上賈。宗祀嚴父、是以右鬼。順四時而行、是以非命。以孝視天下。是以上同。此其所長也。及敵者爲之、見儉之利。因以非禮、推兼愛之意、而不知別親疏。」とある。

宗劉〔注二〕 第二

【原文】

七略之流而爲四部、如篆隸之流而爲行楷〔注一〕、皆勢之所不容已者也。史部日繁、不能悉隸以春秋家學、四部之不能返七略者一〔注三〕。名墨諸家、後世不復有其支別、四部之不能返七略者二〔注四〕。文集熾盛、不能定百家九流之名目、四部之不能返七略者三〔注五〕。鈔輯之體、既非叢書、又非類書、四部之不能返七略者四〔注六〕。評點詩文、亦有似別集而實非別集、似總集而又非總集者、四部之不能返七略者五〔注七〕。凡一切古無今有、古有今無之書、其勢判如霄壤、又安得執七略之成法、以部次近日之文章乎。然家法〔注八〕不明、著作之所以日下也、部次不精、學術之所以日散也〔注九〕。就四部之成法、而能討論流別、以使之恍然於古人官師合一之故、則文章之病、可以稍救、而七略之要旨、其亦可以有補於古人矣。

【訓読文】

『七略』の流れて四部と為るは、篆隸の流れて行楷と為るが如く、皆勢の已むを容れざる所の者なり。史部日々に繁り、悉く隸するに春秋家の学を以てする能わず、四部の『七略』に返る能わざる者の一なり。名家の諸家、後世に復た其の支別有らず、四部の『七略』に返る能わざる者の二なり。文集熾盛にして、百家九流の名目に定むる能わず、四部の『七略』に返る能わざる者の三なり。鈔輯の体、既に叢書に非ず、又た類書にも非ず、四部の『七略』に返る能わざる者の四なり。詩文に評点するは、亦た別集に似て実は別集に非ず、総集に似て又た総集に非ざる者有り、四部の『七略』に返る能わざる者の五なり。凡て一切の古に無くして今に有り、古に有りて今に無きの書、其の勢の判たること霄壤の如し、又た安んぞ『七略』の成法を執りて、以て近日の文章を部次するを得んや。然れども家法明らかならざるは、著作の日々下る所以なり、部次精ならざるは、學術の日々に散ずる所以なり。四部の成法に就きて、能く流別を討論し、以て之をして古人の官師合一の故に恍然たらしむれば、則ち文章の

病、以て稍救わるべし、而も『七略』の要旨、其れ亦た以て古人を補う有るべし。

右二の一

【現代語訳】

『七略』が流れ伝わり四部となつたのは、篆書隸書が流れ伝わり行書楷書となつたようなもので、いずれも趨勢の止め得なかつたことである。史部の書籍が日に多くなり、すべてを春秋家の学問によつて隸属させることができなくなつた。これが、四部分類の『七略』の分類に戻ることのできない理由の一つ目である。また、名家墨家の諸家は、後世に分流となる学問が生まれなかつた。これが、四部分類の『七略』の分類に戻ることのできない理由の二つ目である。また、文集が盛んに著述されるようになり、百家九流の名目のうちに収めることができなくなつた。これが、四部分類の『七略』の分類に戻ることのできない理由の三つ目である。また、鈔輯の体は、叢書でもないし、類書でもない。これが、四部分類の『七略』の分類に戻ることのできない理由の四つ目である。また、詩文に評点

を加えたものは、別集に似ているけれどもその実は別集ではなく、総集に似ているがまた総集ではない。これが、四部分類の『七略』の分類に戻ることのできない理由の五つ目である。いずれも古にはなく今にあり、また古にあって今にはない書籍は、その趨勢は天と地のようにはつきりわかっているもので、またどうして『七略』における既定の方法を用いて、近頃の文章を類別して並べることができようか。しかしながら、一家の学識、方法がはつきりしていないと、学問における著作は日に日に衰退していくこととなり、分類が精确でないと、学問は日に日に散佚してしまうことになる。四部分類の既定の方法に基づいて、きちんと流別を議論して、古の人々における官師合一の道理において悟るようになれば、文章に係る問題は、いくらか解決されようし、『七略』の要旨は、またそれによつて古の人々に益することがあるというものだ。

以上二の一

【訳注】

一 刘氏を宗とする。原道篇でも言及したように、本論は少

なくともその篇名において『文心雕龍』を意識しており、本章は『文心雕龍』『宗經』篇を意識している。本章では、校讎としての図書分類、或いは目録の編纂において、学問、学术、その反映としての書物の時代的変遷によって、通行している経史子集の四部分類から『七略』における六芸略、諸子略、詩賦略、兵書略、術数略、方伎略の六部分類へはもはや回帰できないことを説くが、意図するところは、書籍とその背景にある学術の移り変わりに対しても通行している四部分類を正し、維持していく一方で、劉向父子が『七略』の編纂を通じて実践していたと考える「辨章流別」の義を四部分類の中で実現することを主張することになり、劉向父子をたつとぶというのもその意味においてである。なお、章学誠が本書の初稿完成に先立つこと六年、乾隆三十八（一七七三）年に提督安徽学政の朱筠の推薦によって編纂に従事した『和州志』の芸文書においては、書籍を六芸類、紀載類、諸子類、詩賦類、術数類、方技類、釈教類、金石類の八類に分類する構想を持っていた。この点から王重民氏は、本書の初稿時にはなお本章のような主張はされておらず、乾隆四十三年の『史籍考』編纂を経た本書修訂の際に大きく書き換えたのだろうと想像している。ただ、本章において、四部分類の優位性が積極的に説かれている訳ではなく、書物の校讎に対する基本的な認識に変わりがないことは、「和州志芸文書序例」と本章に述べられた内容が多分に重なっていることからも窺える。

二 四部分類が行われるようになるのは魏晋の頃で、魏の鄭默『中經簿』に拠つて編纂された晋の荀勗『中經新簿』を以て嚆矢とされる。『隋書』経籍志の序文に次のように見える。「魏氏代漢，采掇遺亡，藏在祕書中，外三閣。魏祕書郎鄭默，始制中經，祕書監荀勗，又因中經，更著新簿，分爲四部，總括羣書。一曰甲部，紀六藝及小學等書，二曰乙部，有古諸子家，近世子家，兵書，兵家，術數，三曰丙部，有史記，舊事，皇覽簿，雜事，四曰丁部，有詩賦，圖讀，汲冢書，大凡四部合二萬九千九百四十五卷。」なお、丁部に收められたという汲冢書が発見されたのは、西晋の太康元（二八〇）年ないし二年のことであつたとされるから、『中經新簿』は自ずとそれ以後に編纂されたことになる。

三 『七略』では六芸略春秋家に著録されていた史書に対し独立した部を立てられるようになるのは、荀勗『中經新簿』に始まる。該書内部が所謂史部に当たり、前掲『隋志』序文によれば、内部には「史記、舊事、皇覽簿、雜事」の類の書籍が収録されていたことがわかる。

四 名家と墨家の著述について、『漢書』芸文志諸子略では、名家類に七家三十六篇が著録され、また、同墨家類には六家八十六篇が著録されていたのに對し、「隋志」に至ると、子部名類には名家の著述として四部七卷を著録し、同じく墨類に三部十七卷を著録するばかりとなる。

五 ここでの「文集」とは、文人別に詩文を集めた所謂別集類を主に指している。『文史通義』内篇三文集篇には次のよ

うに述べている。「自東京以降，訖乎建安黃初之間，文章繁矣。然范陳二史，所次文士諸傳，識其文筆，皆云所著詩賦碑箴頌誄若干篇，而不云文集若干卷，則文集之實已具，而文集之名猶未立也。自摯虞創爲文章流別，學者便之，於是別聚古人之作，標爲別集，則文集之名，實彷於晉代。」後の二三四でも改めて述べられるように、章学誠には、「文集」は様々なジャンルの文章が寄せ集められているといえ、一人の文人の手になる以上、必然的に一定の専門性を有した一家言として見なし得るはずであるという認識があつた。『和州志芸文書序例』に次のように見える。「夫集體雖曰繁贍，要當先定作集之人。人之性情必有所近，得其性情本趣，則詩賦之所寄托，論辨之所引喻，紀敍之所宗尚，掇其大旨，略其枝葉，古人所謂一家之言，如儒、墨、名、法之中，必有得其流別者矣。」ここでは、そうした認識を前提として、「文集」が盛んに編纂されるようになると、それぞれの文集が一つの専門では括れない「一家之言」に流別したこと述べている。但し、注意しておく必要があるのは、章学誠には上述のような変遷において「文集」を捉える一方で、また、それとは別に、詩文の創作が盛んになるに従い、一家言をなさない文章も多く創作されるようになり、つまりは本来書物に自ずと反映されるべき学術性としての専門が消失していくという変遷において「文集」を捉える認識もあつたということである。『文史通義』文集篇には、前掲の引用に続けて次のように述べられる。「而後世應酬率之作、

決科俳優之文、亦泛濫橫裂而爭附別集之名。是誠劉略所不能收、班志所無可附。而所爲之文、亦矜情飾貌、矛盾參差、非復專門名家之語無旁出也。」また、「丙辰劄記」にも次のように述べている。「蓋自東都而後、文集日繁、其爲之者、大抵應酬取給、鮮有古人立言之旨。故文人撰述、但有賦、頌、碑、箴、銘、誄諸體、而子史專門著述之書、不稍概見。而其文亦華勝於質、不能定爲誰氏之言、何家之學也。」

六 「鈔輯」のスタイルとは、經史子集のジャンルを問わず、対象となる書籍の節録によつてなる書物の形態を指す。「隋志」史部雜史類の序文に「自後漢已來、學者多鈔撮舊史、自爲一書。」と見えるように、とりわけ史部において発達した形態であつたと言える。

七 「評点詩文」の書とは、詩文本文の重要な箇所に圈、点、抹と言つた圈点を付し、また、批評の語を加えた形態の書物を言う。宋代に起り、多く科挙受験のための参考書としての実用的な機能を託されながら発達したことが、高津孝『宋元評点考』(『人文学科論集』三十一、一九九〇)に指摘されている。

八 家法は師から弟子に伝えられる一家の学問。また学問の伝統。『後漢書』徐防伝に「伏見太學試博士弟子、皆以意說、不修家法、私相容隱、開生姦路。」とあり、李賢注に「諸經爲業、各自名家。」と見える。また、胡応麟『詩藪』近体上に「初唐四十韻惟杜審言、如「送李大夫作」、實自少陵家法。」と見える。

九 書物の分類が精確さを失うことにより、書物とその背景にある学問、学術も乱れ、失われてしまうという認識は、

鄭樵の主張に基づくものだろう。『通志』芸文略「編次必謹類例論」の条に次のように述べている。「學之不專者爲書之不明也。書之不明者爲類例之不分也。有專門之書、則有專門之學、有專門之學、則有世守之能。人守其學、學守其書、書守其類、人有存沒、而學不息、世有變故、而書不亡。以今之書校古之書、百無一存。其故何哉。士卒之亡者、由部伍之法不明也、書籍之亡者、由類例之法不分也。類例分、則百家九流各有條理、雖亡而不能亡也。」

【原文】

二十三史、皆春秋家學也。本紀爲經、而志表傳錄、亦如左氏傳例之與爲終始發明耳。故劉歆次太史公百三十篇於春秋之後^{〔注一〕}、而班固敍例亦云作春秋考紀十二篇、明乎其繼春秋而作也。^{〔注二〕}他如儀注乃儀禮之支流^{〔注三〕}、職官乃周官之族屬、則史而經矣^{〔注四〕}。譜牒通於歷數^{〔注五〕}、記傳合乎小說、則史而子矣^{〔注六〕}。凡此類者、即於史部敍錄、申明其旨、可使六藝不爲虛器、而諸子得其統宗、則春秋家學、雖謂今日不泯可也。

【訓読文】

二十三史は、皆春秋家の学なり。本紀を經と為し、而して志、表、伝錄は、亦た『左氏伝』もて之を例うれば与に終始發明を為すが如きなるのみ。故に劉歆『太史公』百三十篇を『春秋』の後に次ぎ、班固の叙例に亦た「春秋考紀十二篇を作る」と云うは、明らかなるかな其の『春秋』を継ぎて作るなり。他に儀注の如きは乃ち『儀礼』の支流、職官は乃ち『周官』の族属なれば、則ち史にして經なり。譜牒は歴数に通じ、記伝は小説に合すれば、則ち史にして子なり。凡て此の類は、即し史部の叙錄に於いて、其の旨を申明すれば、六芸をして虛器と為さざらしむべく、而も諸子は其の統宗を得、則ち春秋家の学、今日も泯びずと謂うと雖も可なり。

右二の二

【現代語訳】

二十三史は、いずれも春秋家の学問である。本紀を經とし、志、表、伝錄は、『左氏伝』の例が經文と合わさつて終始經文を説き明かすようなものである。そこ

【訳注】

一 『七略』（『漢書』芸文志）では、六芸略春秋家に「太史公百三十篇」を著録している。

二 『漢書』卷一百の班固叙伝に、『漢書』の執筆について爲

で、劉歆は『太史公』百三十篇を『春秋』の後に續けて置いたのであり、また、班固の『漢書』叙伝に、「春秋考紀十二篇を作る」と述べているのも、彼が『春秋』を繼承して著述したことはまこと明らかなのである。その他、儀注類などは『儀礼』の支流であり、職官類は『周官』の同族であるから、史であつて經である。

譜牒類は歴数類に通じており、記伝類は小説家類に合致するところがあるから、史でないがら子でもある。すべてこうした類の著述は、史部において述べて記録し、その主旨を明らかにすると、六芸を実の伴わない器にしてしまうようなことはなくなり、同時に諸子もその系統、根本を得られるのであれば、春秋家の学問が、今日もなお滅んでいないと言つても不可はないだろう。

以上二の二

春秋考紀、表、志、傳、凡百篇。」と述べ、本紀を「春秋考紀」と自ら称している。

三 儀注は、様々な礼制度を記した書籍。「隋志」史部には儀注類が立てられており、五十九部二千一百二十卷の著述を著録している。また、「隋志」に先立つ阮孝緒『七錄』では、史部に相当する紀伝録の中に、儀典類が立てられている。なお、鄭樵『通志』では、儀注類は、史類ではなく礼類の下位分類として立てられている。

四 職官の分類は、『七錄』紀伝録に見える。また、「隋志」史部にも職官類が立てられており、二十七部三百三十六卷の著述を著録している。『通志』も史類の下位分類として設けている。

五 譜譜(牒)は、氏族、宗族の世系を記した書籍。譜譜(牒)類の名は、『旧唐書』経籍志、『新唐書』芸文志より史部の下位分類として見え、また、旧新『唐志』に先立つ『七錄』紀伝録には「譜狀」、「隋志」史部には「譜系」として見える。なお、「通志」でも「譜系」として史類に設けられる。歴(曆)数は、曆や算術について記した書籍。「漢志」の数術略には曆譜類が立てられており、十八家を著録している。『七錄』術伎録では曆等として見える。「隋志」になると、子部の下位分類として曆数の名で見え、一百八部、二百六十五卷を著録する。『通志』では天文類の下位分類として曆数が立てられている。

六 記伝について、それに類するものとしては、『七錄』紀伝

類の中に雜伝が立てられており、「隋志」も同じく「雜伝」の類目で史部に見える。旧新「唐志」も「隋志」と同様である。小説家は、「漢志」諸子略に見え、以後、『七錄』子兵錄、「隋志」子部、旧新「唐志」子部、『通志』諸子類などに見える。

【原文】

名家者流、後世不傳。辨名正物之意、則顏氏匡謬、丘氏兼明之類、經解中有名家矣。〔注二〕墨家者流、自漢無傳。得尙儉兼愛之意、則老氏貴嗇。〔注二〕釋氏普度之類、二氏中有墨家矣。討論作述宗旨、不可不知其流別者也。

右二之三

【訓読文】

名家者流は、後世に伝わらず。辨名正物の意を得るは、則ち顏氏の『匡謬』、丘氏の『兼明』の類にして、經解の中に名家有り。墨家者流は、漢自り伝わる無し。尚お僕兼愛の意を得るは、則ち老氏の貴嗇、釋氏の普度の類にして、二氏の中に墨家有り。作述の宗旨を討論

せんには、其の流別なる者を知らざるべからざるなり。

右二の三

【現代語訳】

名家は時を経て、後世に伝わらなかつた。名物を明らかにして正すという意義を得てゐるものでは、顏師古『匡謬正俗』、丘光庭『兼明書』の類があり、これら著述は經書の解釈のうちに名家があると言える。墨家は時を経て、漢代以降伝わらなかつた。墨家が主張した儉約を尊び兼愛するという意義を得てゐるものとしては、道家の吝嗇を貴ぶ考え、狹家の普渡衆生の考えのようなものがあり、二家の中には墨家があると言える。叙述の主旨を議論するには、その源流変遷を理解しなければいけないのである。

以上二の三

【訳注】

一 唐顏師古『匡謬正俗』は八巻。旧新「唐志」いづれも経部経解類に著録する。四庫全書では經部小学類訓詁属に著録されている。『兼明書』は五代丘光庭撰。『宋史』芸文志

は、經部の礼類、經解類、また子部の雜家類に著録しており、且つそれぞれ巻数が異なる。「宋志」は、當時すでに編纂されていた国史四書の芸文志をまとめ、四国史には著録されていない寧宗以後の著述を補つて完成した。至正五（一三四五）年の成書。「宋志」の編集が杜撰で、しばしば同一の書物を二度三度著録していることは、錢大昕『廿二史考異』などが指摘するところであるが、「兼明書」が異なる部に複数著録されているのは、もとの国史でそれぞれ異なる分類がなされており、該書の内容から分類が揺れていたことが想像される。なお、四庫全書では五巻本が子部雜家類に著録されており、その提要に「在唐人考證書中、與顏師古之匡謬正俗、李涪之刊誤、李匡乂之資暇集、可以竝立」と評されている。章氏の挙げる二書はいづれも様々な書物に見える字義、名物を考証する。考証の対象となる書物は經書を主とするが、必ずしも經書に限らない、史書や集部の書、たとえば昭明『文選』なども対象としている。

二 墨家については、『史記』孟子荀卿列伝に「蓋墨翟、宋之大夫、善守禦、爲節用。」と見え、また、同じく太史公自序に「墨者儉而難遵。」などと見える。兼愛、節用などを主張した。また、道家に儉約を貴ぶ主張があつたことについてとは、『老子』五十八章に「治人事天、莫若嗇。」と見える。

【原文】

漢魏六朝著述、略有專門之意〔注二〕。至唐宋詩文之集、則浩如煙海矣。今卽世俗所謂唐宋大家之集論之、如韓愈之儒家、柳宗元之名家、蘇洵之兵家、蘇軾之縱橫家、王安石之法家、皆以生平所得、見於文字、旨無旁出、卽古人之所以自成一子者也〔注三〕。其體既謂之集、自不得強列以諸子部次矣〔注三〕。

因集部之目錄、而推論其要旨、以見古人所謂言有物而行有恆者〔注四〕、編於敍〔注五〕

錄之下、則一切無實之華言、牽率之文集、亦可因是而治之〔注六〕。庶幾辨章學術之一端矣。

右二之四

【訓読文】

漢魏六朝の著述、略ぼ専門の意有り。唐宋の詩文の集に至れば、則ち浩たること煙海の如し。今世俗の所謂唐宋大家の集に即して之を論ずるに、韓愈の儒家、蘇洵の縱橫家、王安石の法家のように、彼らはいずれもその生涯において得たものを、文章に表しており、その主旨も妄りに流れていはないのは、まさに古人は独自につの専門性を持つた諸子となつてゐるのである。そのような著述の体をすでに集と称しているのであれば、強いて諸子の分類によつて並べ、分類するわけにはいきない。集部の目録に従つて、その著述の要旨を推論

列して諸子を以て部次するを得ず。集部の目録に因りて、其の要旨を推論し、以て古人の所謂言に物有りて行に恒有る者を見、叙録の下に編めば、則ち一切の無実の華言、牽率の文集、亦た是に因りて之を治むべし。庶幾わくは學術の一端を辨章せんことを。

右二の四

【現代語訳】

漢魏六朝時代における著述には、概ね専門性が存していた。更に唐宋の詩文集になると、そうした著述はもやのかかった海の如く、広がつてとりとめがなくなつた。いま世俗の所謂唐宋大家の文集に即して論じれば、韓愈の儒家、柳宗元の名家、蘇洵の兵家、蘇軾の縱橫家、王安石の法家のように、彼らはいずれもその生涯において得たものを、文章に表しており、その主旨も妄りに流れていはないのは、まさに古人は独自につの専門性を持つた諸子となつてゐるのである。そのような著述の体をすでに集と称しているのであれば、強いて諸子の分類によつて並べ、分類するわけにはいきない。集部の目録に従つて、その著述の要旨を推論

し、それによつて、古人の所謂「言葉には内容があり、行いには常がある」ということを見て取り、叙録の下に著録すれば、中身のない華やかなだけの文集や、即興的に作られた文集などもすべて、それに従つて整理することができるだろう。そうすることで、学術の一端を明らかにできればと願う。

以上二の四

【訳注】

一 漢魏六朝期の「文集」における「専門」性について、章学誠は文脈に従つて両義的に用いており、たとえば、「和州志芸文書序例」では「魏晉之間、専門之學漸亡、文章之士、以著作爲榮華、詩賦章表銘箴頌誄、因事結構。命意各殊、其旨非儒非墨、其言時離時合、衷而次之、謂之文集。」と述べ、本節とは却つて反対に、魏晉の頃を、「専門之學」が次第に消滅しつつあつた時期として捉えてもいる。こうした両義性は、二之一の注五に指摘したように、章学誠が「文集」を異なる二つの変遷において捉えていたことによつて生じていると言える。即ち本草のようく、「一家之言」をなすと蓋然し得る「文集」が盛んに編纂されるようになり、「文集」ごとにそれぞれ一家言として流別することとなつたという理解においては、魏晉六朝期の「文集」にあつて

はなお一つに括れる専門性があつたと見なし得るのに対し、また一方では、多種のジャンルが様々な用途などに応じて作られ、文章の内容が多様になり、或いは叙情や修辞に意を傾けた詩文が多く創作されるようになると、こうした文章の寄せ集めとしての「文集」にはもはや一家言を見出し難くなり、こうした理解においては、漢魏六朝期の「文集」は専門性が失われつゝあつたと見なし得ることになるのである。なお、本節から第七節まで、四部分類から「七略」に回帰できない要因として、いずれも「七略」以降の時代に現れた書物である「文集」、「類書」、「鈔書」、「評点之書」を取り上げて論述していくのは、「和州志芸文書序例」中に、根拠となるべき学業を背景に持たないことにより「流別不可分者」（後世において流別を辨章し難い書物）なる四種の書物として「文集」「類書」「書鈔」「評選」を順に挙げて論述しているのに対応している。「和州志芸文書序例」には、これら四種の書物を総括して、「凡此四者、并由師法不立、學無專門、末俗支離、不知古人大體、下流所趨、實繁且熾、其書既不能悉付丙丁、惟有強編甲乙。」と述べている。

二 劉師培『論文雜記』はこの一節を踏まえて次のよう述べている。「古人學術、各有專門、故發爲文章、亦復旨無旁出、成一家言、與諸子同。試卽唐宋之文言之。韓李之文、正誼明道、排斥異端、歐曾繼之、以文載道、儒家之文也。子厚之文、善言事物之情、出以形容之詞、而知人論世、復能探源立論、核覈刻深、名家之文也。明允之文、最喜論兵、

謀深慮遠、排凡雄奇、兵家之文也。子瞻之文、以粲花之舌、運捭闔之詞、往復卷舒、一如意中所欲出、而屬詞比事、翻空易奇、縱橫家之文也。介甫之文、侈言法制、因時制宜、而文辭奇崛、推闡入深、法家之文也。立言不朽、此之謂歟。」三 章學誠が、それぞれが一家の言を持つ諸子の学との関連において、「文集」という書物を捉えていることは、『文史通義』その他の著述の中から看取できることである。たとえば『文史通義』詩教篇下には、「夫諸子專家之書、指無旁及、而篇次猶不可強繩以類例、況文集所衷、體製非一、命意各殊、不深求其意旨之所出、而欲強以篇題形貌相拘哉。」とあり、また同じく文集篇には、「賈生奏議、編入『新書』、相如詞賦、但記篇目、皆成一家之言、與諸子未甚相遠、初未嘗有彙次諸體、裒焉而爲文集者也。」と見える。一家言たることを重視して、その意味において學術を考慮して篇ごとに文章を著録していた『七略』においては、著録された文章と諸子とは近い関係にあつたが、文章の背景にある學術を考慮せずに「文集」という書物の形態にのみ着目して分類するようになり、書物の根拠として背景にあるべき學術を「辨章流別」するのが困難になつたことを問題視しているのである。しかし、それでもやはり「文集」が一人の文人の手になる以上は、一定程度學術の流別を反映する一家言と見なしえ、その意味において書物の形態のみならず、専門の學術を内在する一つの分類として一定程度意義があると主張するのが本章における章學誠の立場である。

四 『易』家人の象伝に「君子以言有物而行有恆。」とあるの

に基づく。

五 章氏遺書本は叙事を「著」に作る。
六 奉率は、輕率、簡略の意。謝瞻「答靈運詩」に「奉率酬嘉漢、長揖愧吾生。」とあり、己の獻酬する詩、もしくはそうした行為について用いている。ここでは、應酬や賦得の作などの即興的、遊戯的に作られた詩文を指すのだろう。これまでにも見てきたように、こうした文章を後世における「文集」の主たる構成内容として捉え、根拠となる學術を持たない書物として「文集」を問題視する見方も章學誠には多分にあつたのであるが、本章では校讎における「文集」の大きな問題としては取り上げていない。本節でも述べているように、すでに「集」というスタイルが通行し、数多くの「文集」が編纂されていたことを考慮すれば、理念よりもより分類という実用を意識した認識であると言えるだろう。

【原文】

類書自不可稱爲一子、隋唐以來之編次、皆非也〔注一〕。然類書之體亦有一。其有源委者、如文獻通考之類、當附史部故事之後〔注二〕、其無源委者、如藝文類聚之類、當附集部總集之後〔注三〕、總不得與子部相混淆。或擇其

近似者、附其説於雜家之後、可矣〔注四〕。

右二之五

類書は自ずから称して一子と為すべからず、隋唐以来の編次、皆非なり。然らば類書の体に亦た二有り。其れ源委有る者、『文献通考』の如きの類は、當に史部故事の後に附すべし、其の源委無き者、『芸文類聚』の如きの類は、當に集部總集の後に附すべし、總べて子部と相い混淆するを得ず。或いは其の近似なる者を挙びて、其の説を雜家の後に附するも、可なり。

右二の五

【訓読文】

類書は独自に諸子の一家の書であるとは言えず、隋唐以来の図書目録の編纂では、皆間違つてゐる。類書の体には二つある。一つは本末をうちにもつてゐるもので、たとえば、『文献通考』のようなものは、史部の故事類の後に付属させるべきで、また一つは本末のないもので、『芸文類聚』のようなものは、集部の總集類

の後に付属させるべきであり、總じて子部と混同されるわけにはいかない。もしくは、内容が近いものを取り上げて、子部雜家類の後に付属させるのであれば、よいだろう。

以上二の五

【訳注】

一 類書は魏文帝曹丕の命により繆襲等によって編纂された『皇覽』を嚆矢とし、荀勗『中經新簿』では『皇覽』を史部に当たる丙部に著録していた。『皇覽』以後、類書の数は増加し、唐代に至るまでに十部程度の編纂があつたことが『隋志』より見て取れるが、『隋志』では他の著述と共に子部雜家類に置かれている。もっとも、類目は立てられていないが、著述の排列において類書をひとまとまりとして扱う見方がすでに窺えることは、浜田宗『隋書經籍志考証』が指摘するところである。類書が類目を以て明確に分類されるようになるのは、毋斐『古今書錄』に始まる。『古今書錄』を取り込んで編纂された『旧唐志』には、子部に当たる乙部に類事類の項目が設けられている。以後、四部分類採用目録では、『新唐志』『崇文總目』『郡齋讀書志』『遂初堂書目』『直齋書錄解題』『文献通考』『經籍考』『宋志』、『明史』『芸文志』など、いずれも子部の下に類書類ないし類

家類の類目を立てて類書を著録するようになつた。なお、

鄭樵は十二の大類の一つとして類書類を立てている。章學誠が類書を「一子」と見なし難いとする理由は、書物の根柢となる學術を類書が持っていないことによる。また、類書の發生について、『文史通義』文集篇では、「著作衰而有文集、典故窮而有類書。學者貪於簡闇之易、而不知實學之衰、狃於易成之名、而不知大道之散。」と述べている。學術の衰亡という文脈において「文集」と「類書」を理解していると言つてよいだろう。

二 源委は、『札記』学記に「三王之祭川也、皆先河而後海、或源也、或委也。此之謂本。」とある。物事の本末、詳細を言う。『文献通考』は宋馬端臨撰。杜佑『通典』を継ぎ、更に拡大させて古代から南宋までの歴代王朝における諸制度、沿革について、部門ごとに資料を引用、列挙する。専門性、通時性を内在している点において、「有源委」とされるのであろう。

三 『芸文類聚』は唐歐陽詢等撰。北齊で編まれた『修文殿御覽』を踏まえ、天地人に亘る四十六の部門ごとに更に子目を並べ、各項目ごとに関連する故事、詩文を引用、列挙する。『文献通考』のような専門性、通時性を持たない点において、「無源委」と判断されるのであろう。また、該書に引用される資料には所謂詩歌と呼び得る資料が相対的に多く、また書物自体の用途として詩文創作の工具書としての意義が大きかつた点などを考慮して集部総集類に帰属させ

ることを説くのであろう。

四 章學誠が類書の扱いについて主張するのは、類書という書物の形態ではなく、その内容から分類すべきであるということであり、それによってはじめて類書を「辨章流別」の議論の対象とができるのである。『文献通考』と『芸文類聚』をそれぞれ別に分類するというのもその故であり、その他、帰属すべき類目が見当たらないものについても、内容に留意して整理した上で雑家に置くのであればよいと主張するのも、同じ子部に並べるとはいって、書物の形態という点から一律に扱う「隋志」以降の目録における処理の在り方とは異なる。また、二之四の注一に述べたように、「和志芸文書序例」には、「流別不可分者」なる書物の一つとして「類書」を取り上げ、次のように述べている。

「文章無本、斯求助於詞采、纂組經傳、摘抉子史、譬醫師之聚毒、以待應時取給、選青妃紫、不主一家，謂之類書。」「和志芸文書序例」が類書を一概的に定義するのに対し、「源委」の有無に着目する本節における類書に対する認識は、実際の分類に即しながらより詳細になつていていると言える。

【原文】

鈔書始於葛稚川^[注一]。然其體未雜、後人易識別也。唐後史家、無專門別識、鈔撮前人史籍、不能自擅名家、故宋志藝文史部、創爲史鈔一條、亦不得已也^[注二]。嗣

後學術、日趨苟簡、無論治經業史、皆有簡約鈔撮之工、其始不過便一時之記憶、初非有意留青、後乃父子授受、師弟傳習、流別既廣、巧法滋多〔注三〕。其書既不能悉畀丙丁〔注四〕、惟有強編甲乙、弊至近日流傳之殘本說郛而極矣〔注五〕。其書有經有史、其文或墨或儒、若還其部次、則篇目不全、若自爲一書、則義類難附。凡若此者、當自立書鈔名目、附之史鈔之後、可矣。

右二之六

【現代語訳】

て甲乙に編む有り、弊は近日流傳の殘本『説郛』に至りて極まれり。其の書經有り史有り、其の文或いは墨なり或いは儒なり、若し其の部次に還さんとすれば、則ち篇目全からず、若し自ら一書と為せば、則ち義類附し難し。凡て此ぐの若き者は、当に自ら書鈔の名目を立つべし、之を史鈔の後に附するも、可なり。

右二之六

【訓読文】

鈔書は葛稚川に始まる。然らば其の体未だ雜らず、後人識別し易きなり。唐後の史家、専門の別識無く、前人の史籍を鈔撮し、自ら名家を擅にする能はず、故に『宋志』芸文の史部、創めて史鈔の一条を為るは、亦た已むを得ざるなり。嗣後の學術、日々に苟簡なるに趣り、經を治め史を業とするに論無く、皆簡約鈔撮の工有り、其の始めは一時の記憶に便たるに過ぎず、初めは意の青に留むる有るに非ざるも、後に乃ち父子授受し、師弟伝習し、流別既に広がり、巧法も滋多なり。其の書既に悉くは丙丁に畀する能わず、惟だ強い

鈔書は葛洪から始まつた。そして、その体はまだ雜然としていなかつたので、後世の者は識別、分類するのが容易であつた。唐代以後の史家は、専門的で特別な見識がなく、前代の人々の歴史書を抄録し、一家の言を主張できなかつた。したがつて、（その類の書物が増加し、）『宋史』芸文志の史部に、史鈔の一類がはじめて立てられたことは、自然な流れであつた。それ以後の學術は、日に日に簡略になつていき、經書を修めるにしろ歴史を修めるにしろ、皆簡約で抄録する工夫があり、その始まりは一時的に記憶するための方便に過ぎず、また当初は書籍として後世に残す意思はなかつた

のであるが、後になると父が子に授け、また師匠が弟子に伝えるようになり、その流れは広がり、工夫、方法も増加したのであつた。それらの書籍はいまや全てを火にくべてしまうわけにもいかず、まずは無理に甲乙に分類、編纂しているが、その弊は近くに流傳している残本『説郛』に至つて極まつたと言える。この『説郛』という書には経部の内容もあれば史部の内容もあり、また墨家であつたり儒家であつたり雜然としており、ある分類に帰属させようとすれば、書物中の篇目が完全には反映されないことになるし、またもし、一部の書物と見なさざると、意義を以て分類し難い。そこで、すべてこの類のものは、単独で書鈔の名目を立てるべきであり、或いは史鈔類の後に付隨させるのも良いだろう。

以上二の六

【訳注】

一 葛洪（二八三～三四三）、字は稚川の著述について、『晉書』本伝に「又抄五經七史百家之言」とあり、「隋志」史部雜史類には「漢書鈔三十卷」が著錄され、「新唐志」乙部（史

部）雜史類には「隋志」の「漢書鈔」に加えて「史記鈔十四卷」が、更に高似孫の『史略』卷四史鈔類は「新唐志」の二書に加えて「後漢書鈔三十卷」も著錄している。なお、史部における鈔書体は、二之一の注六に引用した「隋志」史部雜史類の序文に、後漢の頃より盛行したと述べられていた。また、史部史鈔類に付せられた「四庫提要」の序文には次のように見える。「帝魁以後書、凡三千二百四十篇、孔子刪取百篇。此史鈔之祖也。宋志始自立門。然隋志雜類中有史要十卷、註漢桂陽太守衛颯撰、約史記要言、以類相從、又有三史略二十卷、吳太子太傅張溫撰。嗣後專鈔一史者、有葛洪漢書鈔三十卷、張晉晝書鈔三十卷。合衆史者、有阮孝緒正史削繁九十四卷、則其來已古矣。」

二 「宋志」の史部史鈔類には、七十四部、一千三百二十四卷の著述が著録されており、更に盧文弨は二部二十五卷を補つてゐる。「史鈔」の類目が「宋志」に至つて設けられたという指摘は、前掲『四庫提要』にも見えたが、より早くは『史略』にすでに見え、七部一百九卷を著録してゐる。その類序には次のように述べている。「又唐仲彥有子鈔、虞世南有北堂書鈔、皮日休有鹿門書鈔、唐人有碎金鈔、張九齡有珠玉鈔、蘇易簡有文選鈔。凡言鈔者、皆擷其英、獵其奇也、可爲觀書之法也。」

便省覽、其始不過備一時之捷給、未嘗有意留青、繼乃積漸相沿、後學傳爲津逮。分之則其本書具在、合之則非一家之言、紛然雜出、謂之書鈔。」と述べており、本節とほぼ同様の認識が見て取れる。

四 「界丙丁」は火にくべること。「丙丁」は五行では火に配される。二之四の注一に引用した「和州志芸文書序例」にも同様の表現が見られる。

五 『説郛』は明の陶宗義編。漢より元に至るまでの筆記類を多く抄録するが、宋洪邁撰『經子法語』のような経書、諸子に涉る言説も間々抄録の対象にしている。書物ごとに抄録する体裁において、叢書に近いと言える。『説郛』のような書物を著録すべき適當な類目がなかったことは、たとえば、「明志」では小説家に分類するのに対し、『統文通考』経籍考では雑家に分類し、更にまた四庫全書では雑家類・雜纂類に著録するなど、著録する目録によつて異なることなどからも窺える。

【原文】

評點之書、其源亦始鍾氏詩品、劉氏文心^{〔注一〕}。然彼則有評無點、且自出心裁^{〔注二〕}、發揮道妙、又且離詩與文、而別自爲書、信哉其能成一家言矣。自學者因陋就簡^{〔注三〕}、卽古人之詩文、而漫爲點識批評、庶幾便於揣

摩誦習^{〔注四〕}。而後人嗣起、囿於見聞、不能自具心裁、

深窺古人全體、作者精微、以致相習成風、幾忘其爲尙有本書者。末流之弊、至此極矣。然其書具在、亦不得而盡廢之也。且如史記百三十篇、正史已登於錄矣。明

茅坤・歸有光輩、復加點識批評、是所重不在百三十篇、而在點識批評矣、豈可復歸正史類乎^{〔注五〕}。謝枋得之擅

弓^{〔注六〕}、蘇洵之孟子^{〔注七〕}、孫鑛之毛詩^{〔注八〕}、豈可復歸經部乎。凡若此者、皆是論文之末流、品藻之下乘、豈復有通經習史之意乎。編書至此、不必更問經史部次、

子集偏全、約略篇章、附於文史評之下、庶乎不失論辨流別之義耳。

右二之七

【訓読文】

評点の書、其の源は亦た鍾氏『詩品』、劉氏『文心』に始まる。然るに彼に則ち評有りて点無し、且つ自ら心裁を出だし、道妙を發揮し、又た且つ詩と文とより離れ、別に自ずから書を為す、信なる哉其れ能く一家の言を成す。学者の陋に因りて簡に就きて自り、古人の詩文に即して、漫りに点識批評を為し、揣摩誦習に

便たるを庶幾^{こいねが}。而して後人嗣ぎて起り、見聞に固し、自ら心裁を具え、古人の全体、作者の精微を深く窺う能わず、以て相い習いて風を成すを致し、幾んど其の尚お本書有りと為す者を忘る。末流の弊、此に至りて極まる。然るに其の書具さに在り、亦た尽くは之を廢するを得ざるなり。且つ『史記』百三十篇の如きは、正史にして己に録に登す。明の茅坤、帰有光の輩、復した点識批評を加うるに、是れ重んずる所は百三十篇に在らずして、点識批評に在れば、豈に復た正史類に帰すべけんや。謝枋得の『檀弓』蘇洵の『孟子』孫鑛の『毛詩』、豈に復た經部に帰すべけんや。凡て此くの若き者は、皆是れ論文の末流、品藻の下乗にして、豈に復た經に通じ史を習うの意有らんや。書を編みて此に至れば、必ずしも更に經史部次、子集偏全、約略篇章を問はず、文史評の下に附すれば、流別を論辨するの義を失わざるに庶^{わか}らんのみ。

右一の七

【現代語訳】

龍』に始まる。しかし、両書には評はあつても点がないし、また自らの考察、判断を示し、精妙なる意義を表し、更に批評の対象となる詩と文から離れて、それが別に一つの書物となつており、まさに一家の言をなし得ている。しかし、学者の見識が狭く安易になつていくと、古人の詩文に即して、妄りに点識批評を加え、勝手に推し量り暗誦するのに便たることを求めるようになつてしまつた。そうして後人が相次いで起り、自分の見聞に拘り、しつかりとした思想を持つて、古人の全体、作者の精妙さを深く窺い知ることができなくなり、またそれが伝習されて風潮となり、ものはやほとんど元の書物の存在を忘れてしまうようになり、末流の弊害は、ここに極まつてしまつた。しかし、こうした書籍は色々と存在しているので、すべてを廃棄してしまうことはできない。また、たとえば、『史記』百三十篇は、正史としてすでに目録に上がつており、明の茅坤、帰有光の輩が、更に評点を加えた際、その重きは百三十篇にはなく、評点にあつたのであれば、それらを正史類に帰属させるわけにはいかないだろう。また、同じように謝枋得の『檀弓』、蘇洵の

『孟子』、孫鑛の『毛詩』も、經部に帰属させるわけにはいかないだろう。すべてこうした類のものは、いずれも評論類の末流であり、品評類の下流であって、經書に通じ史書を習おうとする意図などない。校讎する中で目録を編纂してこのような書物に出会えば、もはや經史子集などの分類か、書物の一部分か全体か、篇章を省略しているか否かなどを問わずに、すべて文史評の下に付属させると、校讎における源流変遷を検討するという意義が損なわれることになるのではないか。

以上二の七

【訳注】

- 一 曾国藩『經史百家簡編』序文に、「梁世劉勰、鍾嶸之徒、品藻詩文、褒貶前哲、其後或以丹黃識別高下、於是有評點之學。」と見えるのは、章学誠の見解に拠つたものだろう。
- 二 心裁の語について、『文史通義』申鄭篇に、「(鄭樵)獨取三千年來遺文故冊、運以別識心裁、蓋承通史家風、而自爲經緯、成一家言者也。」と見える。
- 三 簡について、底本は簡に作る。章氏遺書本に従つて改める。

四 評点書の書物としての起りについて、葉德輝『書林清話』卷一「刻書有圈点之始」の条に「刻本書之有圈點、始

於宋中葉以後。岳珂九經三傳沿革例、有圈點必校之語、此其明證也。」と述べられるが、高津氏前掲書は葉氏の誤解を指摘し、海保元備『漁村文話続』「評抹圈点」の条に拠りながら、南宋呂祖謙の『古文閑鍵』一巻、『東萊標注老泉先生文集』十二巻を挙げている。なお、「便於揣摩誦習」と述べるのは、評点書が初学者向けの導読書、或いは高津氏の指摘する挙業書といった実用的な機能を多分に持つていたことを述べているのである。

五 茅坤(一五一二～一六〇一)、字は順甫が『史記』に批点を加えたものとしては『史記鈔』がある。四庫全書史部史

鈔類存目に著録され、その存目提要には「是編刪削史記之文、亦略施評點。然坤雖好講古文、恐未必能刊正司馬遷也。」と述べられている。茅坤は『史記』以外にも多くの書物に批点を加えており、『明史』本伝に「所選『唐宋八家文鈔』、盛行海内」と伝えられる『唐宋八家文鈔』もまた圈點と批評が付された評点書である。帰有光(一五〇六～一五七二)、字は熙甫には『評点史記』一百三十巻の著がある。賀次君『史記書錄』に著録されており、その解題に「評語列於文内、以雙行出之。史文無句讀、但有圈點、鉤玄文章意境。」と述べられている。帰有光も『史記』以外に少なからずの評点書を著しており、たとえば、四庫全書の集部總集類存目に著録される『文章指南』五巻について、その提要に「凡

分六十六則、由左傳以下、迄於明、錄文百十八篇、每則每篇皆有評說、而以總論看文字法冠於卷端。」とある。

六 謝枋得（一二三六～一二八九）、字は君直が『札記』檀弓篇に批点を加えた著述としては『批点檀弓』二巻があり、四庫全書経部礼類存目に著録されている。存目提要には紀

昀家藏本を著録して「是編莫知所自來。明萬曆丙辰、烏程閔齊伋始以朱墨版刻之。齊伋序稱得謝高泉所校舊本、亦不言謝本出誰氏。書中圈點甚密、而評則但標章法、句法等字、似孫鑛等評書之法、不類宋人體例。疑因枋得有文章規範、依託爲之。」と述べられている。謝枋得の評点書として後世よく知られているのは『文章規範』であろう。當時、科挙受験のための挙業書として広く読まれ、我が国でも作文のための模範集として非常によく読まれ、多くの版を重ねた。

七 『蘇批孟子』について、四庫全書存目提要は、紀昀家藏本として「蘇評孟子二巻」を著録しつつ、蘇洵より後の洪邁の言葉を引用している点などから偽書と断定している。提要に次のように見える。「宋人讀書、於切要處率以筆抹。故朱子語類論讀書法云、先以其色筆抹出、再以其色筆抹出。呂祖謙古文關鍵、樓昉迂齋評注古文、亦皆用抹。其明例也。謝枋得文章軌範、方回瀛奎律髓、羅椅放翁詩選、始稍稍具圈點、是盛於南宋末矣。此本有大圈、有小圈、有連圈、有重圈、有三角圈、已斷非北宋人筆。」

八 孫鑛（一五四三～一六一三）、字は文融、号は月峰が『毛詩』を含む経書に批点を加えた著述としては『孫月峰評經』

十六巻があり、四庫全書の経部五經總義類存目に著録されている。その提要には「是編詩四卷、書六卷、禮記六卷、每經皆加圈點評語。禮記卷前載其所評書目、自經史以及詩集、凡四十三種、而此止三種、非其全書。」とある。

【原文】

凡四部之所以不能復七略者、不出以上所云。然則四部之與七略、亦勢之不容兩立者也。七略之古法終不可復、而四部之體質又不可改、則四部之中、附以辨章流別之義、以見文字之必有源委、亦治書之要法。而鄭樵顧刪去崇文敍錄、乃使觀者如閱甲乙簿注、而更不識其討論流別之義焉〔注二〕、烏乎可哉。

右二之八

【訓読文】

凡て四部の『七略』に復する能わざる所以は、以上に云う所を出です。然らば則ち四部と『七略』とは、亦た勢の兩つながらに立つるを容れざる者なり。『七略』の古法終に復すべからず、四部の体質も又た改むべからざれば、則ち四部の中、附するに辨章流別の義

を以てし、以て文字の必ず源委有るを見すは、亦た治書の要法なり。而るに鄭樵顧みて『崇文』の叙録を刪去するは、乃ち觀者をして甲乙簿注を閱するが如くし、更に其の流別を討論するの義を識らざらしむ、烏乎可ならんや。

右二の八

【現代語訳】

すべて四部が『七略』に戻ることができない理由は、以上に述べたことに尽きる。四部分類と『七略』と、異なる趨勢は共に並び立つことが出来ないのである。『七略』の古いやり方にはもう戻れないし、四部といふ性質も改めることができないのであれば、四部分類の中に、源流変遷を説き明かすという意義を加え、それによつて文章、書物には必ず本末があることを示すことが、書籍を治める要法になる。そうであるのに、鄭樵が却つて『崇文總目』の叙録を取り除いてしまつたのは、読者にただ書物が列挙されている帳簿を読ませるようになつたようなもので、更には校讎には源流変遷を検討するという意義があることをわからぬいよう

にさせてしまつてゐるのであつて、とても認めることなどできないのである。

以上二の八

【訳注】

一　『崇文總目』が著録する書物ごとに「叙録」を付したことに對し、鄭樵は『通志』校讎略「泛积無義論」の条において、次のように批判している。「古之編書、但標類而已未嘗注解其著者人之姓名耳。蓋經入經類何必更言經、史入史類何必更言史。但隨其凡目、則其書自顯。惟隋志於疑晦者、則釋之無疑晦者、則以類舉今。崇文總目出新意、每書之下、必著說焉。據標類自見、何用更爲之說。且爲之說也、已自繁矣、何用一說焉。至於無說者、或後書與前書不殊者、則強爲之說、使人意怠。」もっとも、校讎略には「泛积無義論」の他に「書有不応积論」があり、また別に「書有応积論」もあるのであれば、鄭樵が書物に解題を付すことを一概に批判しているのでは必ずしもないことは、倉石武四郎『目録学』に述べられている通りである。『崇文總目』は仁宗の慶曆元（一〇四二）年成書。王堯臣、歐陽脩等による奉勅撰。『開元四部目録』の体例に倣い、昭文、史館、集賢の三館、及び秘閣の藏書を著録した。『中興書目』などは六十六巻と記すが、南宋の頃から著録書に付せられた叙録など省いた節略本一巻が行われるようになり、完本

は散逸した。鄭樵が『崇文總目』を厳しく批判したことによつて節略本が通行し、完本が散逸してしまつたという指摘は早くは朱彝尊『崇文書目跋』(『曝書亭集』卷四十四)に見え、また、『崇文總目』の四庫提要にも「考原本、於每條之下具有論說。逮南宋時、鄭樵作通志、始謂其文繁無用。紹興中遂從而去其序釋、故晁公武讀書志、陳振孫書錄解題、著錄皆云一卷、是刊除序釋之後。全本已不甚行、南宋諸家或不見其原書。」と述べるが、錢大昕は節略本は書物を搜取するために便宜的に編纂されたのであって、當時なお布衣に過ぎなかつた鄭樵の発言が勅撰の国家図書目録たる『崇文總目』に改編を促すほどに重んじられたはずはない」と述べている(『十駕齋養新錄』卷十四)。

互著〔注二〕 第三

【訓読文】

古人の著録は、徒だ甲乙部次の計を為すのみならず。如し徒だ甲乙部次の計を為すのみなれば、則ち一掌故令史あれば足る。何を用て父子世々業とし、閱するごとに年二紀にして、僅かに乃ち業を卒えんや。蓋し部次流別して、大道を申明し、九流百氏の学を叙例して、之をして繩貫き珠聯なり、少しくも缺逸すること無からしめ、人の類に即して書を求め、書に因りて学を究めんことを欲す。理に互通有り、書に両用有る者に至りては、未だ嘗て兼ね収めて並べ載せんばあらず、初め重複を以て嫌と為さず、其れ甲乙部次の下に、但だ互注を加え、以て稽檢に便たらしむるのみ。古人は

古人著録、不徒爲甲乙部次計〔注一〕。如徒爲甲乙部次計、則一掌故令史足矣〔注二〕。何用父子世業、閱年二紀〔注四〕、僅乃卒業乎。蓋部次流別、申明大道、敍例九流百氏之學〔注五〕、使之繩貫珠聯、無少缺逸、欲人卽類求書、因書究學。至理有互通、書有兩用者、未嘗不兼收

右三之一

最も家学を重んず。一家の書を叙例して、凡そ此の一家の学に涉る者有れば、源を窮めて委に至り、竟に其の流を別たざること無きは、所謂著作の標準にして、群言の折衷なり。如し重複を避けて載せざれば、則ち一書の本より両用有るも僅かに一録に登るのみ、本書の体に於いて、既に全からざる所有り。一家の本より是の書有るも缺きて載せず、一家の学に於いて、亦た備わらざる所なり。

右三の一

【現代語訳】

古人の著録は、ただ甲乙を立てて類別し並べて簿録を作つてゐるのではない。もし、ただ甲乙を立てて類別し並べて簿録を作つてゐるだけであれば、掌故令史が一人いれば十分に足りる。どうして父子二代にわたり事業を繼いで、二十四年の歳月もかかつて、ようやく完成したことがあるか。思うに、学術の源流の由来を類別して並べることによつて、大道を伸べ明らかにし、九流百家の学術を順序よく並べて、これももつてバラバラになつてゐた著作を一貫させ、少

しも散逸しないようにさせ、人々が分類に従つて書物を求め、書物に拠つて学術を考究するようにしたのである。理として互いに通じる所があつて、書物に二つの役割が有るものについては、両方ともに並べて記載し、はじめは重複することを厭わずに、甲乙部次の下に、ただ互注を加えて、検索に便宜をはかつたのである。古人はとりわけに家学を重視した。一家の書物を順序正しく並べて、全て一家の学術に関係するものは、源流を窮めて委細を究め、それによつて流派を類別しないことはないのであつて、これこそが著作の規範とするものであり、多くの言論の調和を整えるものなのである。もし、重複を避けて記載しないのであれば、一つの書物に本来は二つの役割があるにも拘らず一方にのみ記載することになり、その書物の内容は、完全なものではなくなつてしまふであろう。一家に本々の書物があつても欠いて記載されなければ、一家の学術についても、また不備なものとなつてしまふのである。

以上三の一

【訳注】

「互著」は、井上進「内藤湖南藏本文史校讐通義記略」(『東方學四十周年記念論集』所収)に拠ると、関西大学所蔵の内藤本『校讐通義』においては「著錄不避重複論」五篇と題されている。本章のテーマである「互著」は、目録編纂において重複を避けず書物を著録することを意味し、「互著」の源流を劉向、劉歆に求めて伝統的な目録学への回帰として主張されている。章学誠が生きた当時、史書ないし私家目録における書物の重複が、倦厭すべきこととして見られていたことは後に掲げる錢大昕の著述によって知られるが、その論旨の嚆矢である鄭樵は『通志』卷七十一、校讐略の「篇次之訛論」において次のように述べている。

『隋史』最可信、緣分類不攷、故亦有重複者。『嘉瑞記』、『祥瑞記』二書、既出雜傳、又出五行。諸葛武侯『集誠』、『衆賢誠』、曹大家『女誠』、『正順志』、『姊姪訓』、『女誠』、『女訓』、凡數種書、既出儒類、又出雜家。如此三種、實由分類不明、是致差互。若迺陶弘景『天儀說要』、天文類中兩出。趙政『甲寅元歷序』、歷數中兩出。『黃帝飛鳥歷』與『海中仙人占災祥書』、五行類中兩出。庾秀才『地形志』、地理類中兩出。凡此五書、是不校勘之過也。以『隋志』尙且如此、後來編書出於衆手、不經校勘者可勝道哉。於是作『書目正訛』。(『隋史』は最も信すべきも、分類に攷えざるに縁りて、故に亦た重複する者有り。『嘉瑞記』、『祥瑞記』の二書は、既に雜伝に出で、又た五行に出で。諸葛武侯『集

誠』、『衆賢誠』、曹大家『女誠』、『正順志』、『姊姪訓』、『女誠』、『女訓』、凡そ數種の書は、既に儒類に出で、又た雜家に出で。此の三種が如きは、実に分類の明らかならざるに由り、是れ差互を致す。陶弘景『天儀說要』が若迺きは、天文類の中に両出す。趙政『甲寅元歷序』、曆數中に両出す。『黃帝飛鳥歷』と『海中仙人占災祥書』とは、五行類の中にも両出す。庾秀才『地形志』、地理類の中に両出す。凡そ此の五書は、是れ校勘せざるの過りなり。『隋志』を以てすら尚お且つ此くの如し、後來の編書は衆手に出でず、校勘を経ざる者は道うに勝うべきかな。是に於いて『書目正訛』を作る。』章学誠はこういった書物の重複を倦厭する認識とは相反して、校讐を通じて学派を類別するに当たり、そもそも一学派の教義は他家のものとも互いに通じるものであるし、その教義は多岐に涉るものであつて、むしろ一つの分類に收めるべきではないこと、その多岐にわたる教義を先ず以て重んずることによつて、書物の重複を厭わずに、「互著」して目録を編纂すべきことを説く。

章学誠に先だって、明の祁承燦(一五六三—一六二八)は「互著」と同様の方法を実践して、『澹生堂藏書目』を著し、その理念を『庚甲整書小記』の「庚甲整書略例」において具体化している。以下に『庚甲整書小記』の「庚甲整書略例」の全四則中その四を掲げる。「一曰互、互者、互見於四部之中也。作者既非一途、立言亦多旁及。有以一時之著述、而倏爾談經、倏而論政。有以一人之成書、而或

以摭古、或以徵今、將安所取衷乎。故同一書也、而於此則爲本類、於彼亦爲應收。同一類也、收其半於前、有不得不歸其半於後。如『皇明詔制』制書也、國史之固不可遺、而詔制之中亦所應入。如『五倫全書』勅纂也、既不敢不尊王而入制書、亦不可不從類而入纂訓。又如『焦氏易林』『周易占林』皆五行家也、而易、書占筮之内亦不可遺。又如王伯厚之『玉海』則『玉海』耳、鄭康成之『易』『詩地理之考』『六經天文』『小學紺珠』此於玉海何涉、而後人以便於考覽、總列一書之中、又安得不各標其目、毋使溷淆者乎。其他如『水東日記』『雙槐歲鈔』、陸文裕公之『別集』、于文定公之『筆塵』雖國朝之載筆居其強半、而事理之詮論亦略相當、皆不可不各存其目、以備攷鏡。至若『木鐘臺集』、『閒雲館別編』、『歸雲別集』、『外集』、范守己之『御龍子集』如此之類、一部之中、名籍不可勝數、又安得概以集收溷無統類。故往往有一書而彼此互見者、同集而名類各分者、正爲此也。余所註次、大略盡是。聊引其端庶幾所稱詳而核雜而厭者乎（一に互と曰う、互は、互いに四部の中に見るなり。作者は既に一途に非ずして、言を立つこと亦た多く旁く及ぶ。一時の著述を以て、倏爾として経を談じ、倏ちにして政を論ずること有り。一人の成書を以て、或いは以て古を摭い、或いは以て今を徵する有り、將た安くんぞ衷を取る所ならんや。故に同一の書なるも、而して此に於いて則ち本類と為し、彼に於いても亦た応収と為す。同一の類なれば、其の半を前に収め、其の半を後に帰せざ

るを得ざる有り。『皇明詔制』の如きは、制書なり、国史の固より遣るべからざるもの、而るに詔制の中にも亦た応に入るべき所なり。『五倫全書』の如きは勅纂なり、既に敢えて王を尊びて制書に入れずんばあらず、亦た類に従いて纂訓に入れざるべからず、又た『焦氏易林』『周易占林』の如きは皆五行家なり、而して易書占筮の内にも亦た遺るべからず。又た王伯厚の『玉海』の如きは則ち『玉海』たるのみ、鄭康成の『易』『詩地理之考』『六經天文』『小學紺珠』、此れ玉海に何ぞ涉らんや、而して後人は考覧に便たるを以て、一書の中に總列す、又た安ぞ各々其の目を標せずして、溷淆せしむる母きを得んや。其の他『水東日記』『双槐歲鈔』、陸文裕公の『別集』、于文定公の『筆塵』の如きは、国朝の載筆にして其の居ること強半と雖も、事理の詮論も亦た略ぼ相当し、皆各々其の目を存せざるべからずして、以て攷鏡に備う。『木鐘台集』『閒雲館別編』、『歸雲別集』『外集』、范守己の『御龍子集』の若きに至りては、此くの如きの類にして、一部の中は、名籍數うるに勝うべからず、又た安ぞ概するに集を以て溷を收め類を統ぶる無きを得んや。故に往往にして一書にして彼此に互見する者、同集にして名類各々分かつ者有るは、正に此れを為すなり。余の詮次する所は、大略は是に尽く。聊か其の端を引き庶幾くは詳しきを称して雜を核し厭う所とならんことを）。

章学誠が「互著」の源流を劉向、劉歆に求めている点は、

後世の研究者らによつて少なからず反論がなされているものの未だ定説は見ない状況にあり、例えば王重民氏は、馬端臨『文献通考』経籍考において、初めて「互著」の実践が見られるとし、序文では、「我國第一次有意識的使用互著法是十四世紀初期馬端臨撰的『文献通考』經籍考。」と述べており、「互著」の条でも、「已經正式使用互著法但祇有一兩處、跡像竝不是十分明白的。」と述べているが、一方で、錢大昕（一七二八—一八〇四）は、馬端臨『文献通考』経籍考について、「予讀唐、宋史『藝文志』、往往一書而重見、以爲史局不出一手之弊。若馬貴興『經籍考』、係一人所編輯、所采者不過晁、陳兩家之說、乃亦有重出者。（予唐、宋史『芸文志』を読むに、往往にして一書にして重見す、以為史局の一手中に出でざるの弊なりと。馬貴興『經籍考』が若きは、係りて一人の編輯する所なれど、采る所の者は、晁、陳両家の説に過ぎず、乃ち亦た重出する者有り。）」（『十駕齋養新錄』卷十三、「文献通考」と指摘して、例を挙げつつ『文献通考』に見える書物の重出は、編集における杜撰であることを指摘している。いづれにしても章學誠の主張は、「互著」を通じて目録の便利性を追求して一層の実用化をはかること、また、目録編纂におけるより実践的な運用方法とその問題点を詳しく検討し、それを提唱しているという点であり、これについては、王重民氏も意見を同じくし、また程千帆氏が既に指摘する所である。

二 「原道」一之三に「由劉氏之旨、以博求古今之載籍、則著錄部次、辨章流別、將以折衷六藝、宣明大道、不徒爲甲乙紀數之需、亦已明矣。」とある。例えば『漢書』芸文志の六芸略、易の篇叙では「凡易十三家、一二九十四篇。」とあり、總叙では「凡六藝一百三家三千一百一十三篇。」とある。

三 「掌故」は、故事を掌る役職。『漢書』卷四十九、董錯伝に見える応劭注では、「掌故、六百石吏、主故事。」とあるが、「史記」卷一百一、同伝の索隱の引く応劭注では、「掌故、百石吏、主故事。」とあり、秩比の異同が見られる。これについて『文選』卷四十五、説論の東方朔「答客難」の李善注に、「應劭漢書注曰、掌故、百石吏、主故事者。」とある点に従えば、「掌故」は、下級に属する役職であることが分かる。「令史」は、蘭台尚書の属官で、文書事務を掌る役職。校注が指摘するよう魏文帝「典論」に「武仲以能屬文爲蘭臺令史、下筆不能自休。」とあり、宮崎市定は、「令史は本来百石、即ち庶民の身分であるが、尚書の場合だけ、特に二百石の待遇を受ける。」（『九品官人法の研究－科舉前史－』第一章「漢代制度一斑」と説明している。章學誠が序文に、「校讎之義、蓋自劉向父子部次條別、將以辨章學術、考鏡源流、非深明於道術精微、羣言得失之故者、不足與此。」と述べるように、「掌故令史」には劉向、劉歆ほどの編纂能力がないことを述べているのである。また先に見た「掌故」及び「令史」がいずれも秩比の低い役職であるのに対し、劉向の成帝より校書事業の命が下った

際の光禄大夫は、秩比一千石の役職である。

四 訳出は校注の引く『尚書』畢命伝の「既歷三紀」に付けられた偽孔伝の「十二年」日紀に従つた。なお、『漢書』芸文志に拠れば、成帝が劉向に校書事業の命を下したのが河平三年（前二六年）で、劉歆が校書事業を完成したのは、哀帝の在位期間である建平（前六年～前三年）から、元寿（前二年～前一年）の間であるから、正確な年数は不明である。

五 「九流」は『漢書』卷一百 納伝に「秦人是滅、漢修其缺、劉向司籍九流以別。爰著目錄略序洪烈。」とあり、應劭は「儒、道、陰陽、法、名、墨、從橫、雜、農、凡九家。」と注しており、芸文志の諸子略叙では、「諸子十家、其可觀者九家而已。」とあるように、小説家を除いた九家を指している。

六 「家學」は父子相伝の学問を言う。章学誠の崇拜者として知られる孫德謙は『漢書芸文志挙例』において、「重家學例」として論じており、本草と関連するものとして、「稱出入例」、「稱省例」、「互著例」などがある。

【原文】

劉歆七略亡矣、其義例之可見者、班固藝文志注而已。
〔注〕。〔原注：班固自注、非顏注也。〕七略於兵書權謀家有伊尹、太公、管子、荀卿子〔原注：漢書作孫卿子〕〔注〕、鶻冠子、蘇子、蒯通、陸賈、淮南王九家之書〔注〕、而儒

家復有荀卿子、陸賈二家之書〔注〕、道家復有伊尹、太公、管子、鶻冠子四家之書、縱橫家復有蘇子、蒯通二家之書、雜家復有淮南王一家之書。兵書技巧家有墨子、而墨家復有墨子之書〔注〕。惜此外之重複互見者、不盡見於著錄、容有散逸失傳之文〔注〕。然即此十家之一書兩載、則古人之申明流別、獨重家學、而不避重複著錄、明矣。自班固併省部次、而後人不復知有家法、乃始以著錄之業、專爲甲乙部次之需爾。鄭樵能譏班固之胸無倫次〔注〕、而不能申明劉氏之家法、以故校讎一略、工訶古人而拙於自用、卽矛盾、樵又無詞以自解也。

右三之二

【訓読文】

劉歆の『七略』は亡び、其の義例の見るべき者は、班固の『芸文志』の注のみ。〔原注：班固の自注にして、顏注に非ざるなり。〕『七略』の兵書權謀家に『伊尹』、『太公』、『管子』、『荀卿子』〔原注：『漢書』は『孫卿子』に作る。〕、『鶻冠子』、『蘇子』、『蒯通』、『陸賈』、『淮南王』の九家の書有り、而して儒家に復た『荀卿子』、『陸賈』の二家の書有り、道家に復た『伊尹』、『太公』、『管子』、

『鶻冠子』の四家の書有り、縦横家に復た『蘇子』、『蒯通』の二家の書有り、雜家に復た『淮南王』の一家の書有り。兵書技巧家に『墨子』有り、而して墨家に復た『墨子』の書有り。惜しむらくは此の外の重複互見の者は、尽くは著録に見えず、容に散逸失伝の文有るべし。然れども此の十家の一書両載に即くれば、則ち古人の流別を申明するに、独り家学を重んじ、而して重複して著録するを避けざるは、明らかなり。班固部次を併省してより、而して後人復た家法有るを知らず、乃ち始めて著録の業を以て、専ら甲乙部次の需と為すのみ。鄭樵は能く班固の胸に倫次無きを譏るも、劉氏の家法を申明する能わず、故を以て『校讎』の一略は、古人を訶るに工して自ら用うるに拙し、即ち矛もて盾を陥す、樵又た詞の以て自ら解く無きなり。

右三之二

【現代語訳】

劉歆の『七略』は散逸して、その記述の在り方について見られるものは、ひとり班固の『芸文志』の注釈のみである。「原注・班固の自注であつて、顏師古の注釈ではなつてしまつた。鄭樵はしばしば班固の胸中には條理、

ない。」『七略』の兵書権謀家には『伊尹』、『太公』、『管子』、『荀卿子』、『鶻冠子』、『蘇子』、『蒯通』、『陸賈』、『淮南王』の九家の書物があり、儒家に、また『荀卿子』(原注・『漢書』は『孫卿子』に作つてある。)、『陸賈』の二家の書物があり、道家に、また『伊尹』、『太公』、『管子』と『鶻冠子』の四家の書物があり、縦横家に、また『蘇子』、『蒯通』の二家の書物があり、雜家に、また『淮南王』の一家の書物がある。兵書技巧家には『墨子』があり、墨家に、また『墨子』の書物がある。この外重複、互見のものが、全く目録には見えない点は惜しいことであり、やはり散逸して流傳されなかつた文章があるに違ひない。けれどもこの十家において一つの書物が二個所に記載されている点に従えば、すなわち古人は學術の源流、変遷を伸べ明らかにし、ただ家学を重視しているものであつて、重複して著録することを避けていないことは、明らかであろう。班固が部次を併せたり省いたりしてからは、後世の人々は伝統的な方法に気付かずに、著録の事業を、専らに甲乙を立てて類別し並べるためだけのものと考えるようになつてしまつた。鄭樵はしばしば班固の胸中には條理、

秩序が無いと譏しつてゐるが、劉氏の伝統的な方法を明らかには出来なかつたのであり、それ故に『校讎』の一略において、巧みに古人を誹謗するが自ら用いるのに拙いことは、もはや矛盾というべきであり、鄭樵はまた自らを弁解する言葉もないのである。

以上三の二

【訳注】

一 班固は『七略』との異同について、「入」字、「出」字、「省」字の三種を以て注している。「入」字、「出」字について、『漢書』芸文志六芸略書類の本文「凡書九家、四百一十二篇」に班固は「入劉向稽疑一篇」と注し、「入」字に対して、顏師古は、「此凡言入者、謂七略之外班氏新入之也。其云出者與此同。」と注しているようだ。顏師古は班固が『七略』にないものを新たに著録する際に「入」字を用い、削除する際に「出」字を用いたとする。「入」字の用例は他に六芸略類に「司馬法一家百五十五篇」、小学に「揚雄杜林」、諸子略雜家類に「兵法」、「兵書略兵技巧類に「鼈轡」があり、「出」字の用例は、六芸略樂類の「出淮南劉向等琴頌七篇」がある。「省」字の用例として章学誠が本章で述べる以外にも六芸略春秋類に「省太史公四篇」と見える。

二 章学誠が自注で述べるように、『漢書』芸文志では、「孫

卿子」に作つてゐる。章学誠が「荀卿子」と改めたのは、顏師古が「本曰荀卿、避宣帝諱、故曰孫。」と述べるようだ。漢の宣帝（前七三—前四九）劉詢を避諱して、古い体裁を改められたと考へてゐるからであろう。なお、陳垣『史諱舉例』卷五は、「此唐人說耳。『荀子』議兵篇、自稱卿子。『後漢書』周燮傳序有、「太原閔仲叔同郡荀恁、字君大、資財千萬。」劉平傳作郇恁。西漢末人、何嘗避荀。」と述べて、特に宣帝を避諱していないことを指摘してゐる。

三 『漢書』芸文志兵書權謀家の「右兵權謀十三家」百五十九篇に付けられた班固の注釈に、「省伊尹、太公、管子、孫卿子、鶻冠子、蘇子、蒯通、陸賈、淮南王二百五十九種。」とあるのに基づく。

四 『漢書』芸文志諸子略儒家に「孫卿子三十三篇」、「陸賈二十三篇」が著録され、道家には「伊尹五十一篇」、「太公二百三十七篇」、「謀八十一篇」、「言七十一篇」、「兵八十五篇」、「策子八十六篇」、「鶻冠子一篇」が著録され、従横家には「蘇子三十一篇」、「蒯子五篇」が著録され、雜家には「淮南外二十一篇」、「淮南內三十三篇」が著録されている。

五 『漢書』芸文志兵書略兵技巧には、班固の注釈に「省墨子」とあり、墨家には「墨子七十一篇」が著録されている。

六 章学誠は班固の注釈について、「鄭樵誤校漢志」十一之二の自注で、「注省者、劉氏本有、而班省去也。注出入者、劉錄於此、而班錄於彼也。如司馬法、劉氏不載於禮、而班氏入之。則於禮經之下注云、入司馬法。今道家不注入字、而

兵家乃注省字、是劉略既於道、又載於兵之明徵。非班擅改也。」と述べているように、「出」字、「入」字に対する解釈が先に見た顏師古のものとは異なり、概して『七略』における分類を班固が変更したものと見ていい。鈴木由次郎は『漢書芸文志』（明徳出版社、一九六八年）において章學誠のこの解釈を批判的に捉えて、『七略』未収のもので、『漢志』に新たに収められたのは、劉向、楊雄、杜林の三家の書に過ぎず、分類における唯一の変更は『七略』では兵權謀の中についた司馬法を、『漢志』では六芸略の礼類に入れただことである。」と述べている。章學誠が「容有散逸失傳之文」と述べているのは、『漢志六芸』の条において、『漢書芸文志』における章學誠の「互著」としていたと考えている多くの例がみられる事から、失われた「互著」、「互見」、「互注」の例があつたものと想像しているのである。これについては後世多くの批判があり、先に引用した鈴木氏は続けて「他の十一家は、『七略』では重複互載しているために、『芸文志』ではこれを省いたのであって、その他は全部『七略』の記載のままである。」と述べており、また王重民氏は、「按『漢書』藝文志在著錄上完整的保存了『七略』中的一圖書、絕無散逸失傳之文。」と述べており、「省」字の用例についても書物の卷数などの観点から「互著」ではなく、章學誠が次章で論じる「別裁」であると指摘している。

七 鄭樵『通志』卷七十一、校讎略では以下の条において、劉向、劉歆及び班固に対する批判が述べられている。

「編書不明分類論」

『七略』惟兵家一略任宏所校、分權謀、形勢、陰陽、技巧爲四種書、又有圖四十三卷、與書參焉。觀其類例、亦可知兵、況見其書乎。其次則尹咸校數術、李柱國校方技、亦有條理。惟劉向父子所校經傳、諸子、詩賦、冗雜不明、盡採語言、不存圖譜、緣劉氏章句之儻、胸中元無倫類。班固不知其失，是故後世亡書多，而學者不知源別。凡編書惟細分離，非用心精微，則不能也。兵家一略極明，若他略皆如此，何憂乎斯文之喪也。（『七略』惟だ兵家の一略のみ任宏の校する所にして、權謀、形勢、陰陽、技巧に分けて四種の書と為し、又た圖四十三卷有りて、書と焉を參す。其の類例を觀て、亦た兵を知るべくして、況んや其の書を見るをや。其の次は則ち尹咸の數術を校し、李柱國の方技を校するも、亦た条理あり。唯だ劉向父子の校する所の經伝、諸子、詩賦、冗雜不明にして、専く語言を探るも、圖譜を存せず、劉氏は章句の儒に縁りて、胸中に元より倫類無し。班固は其の失を知らず、是の故に後世亡書多く、而して学者は源別を知らず。凡そ書を編むこと惟だ細かに分離し、心を用いること精微に非ざれば、則ち能くせざるなり。兵家の一略は極明にして、他略の若きは皆此くの如きなれば、何ぞ斯文の喪を憂えんや。）

「編次不明論」

班固藝文志、出於『七略』者也。『七略』雖疎而不濫、

若班氏步步趨趣、不離於『七略』未見其失也。間有『七略』所無而班氏雜出者、則蹕矣。楊雄所作之書、劉氏盡未收、而班氏始出、若之何以『太玄』、『法言』、『樂箴』三書合爲一總、謂之楊雄所序三十八篇入於儒家類。按儒者舊有五十二種、固新出一種、則楊雄之三書也。且『太玄』易類也、『法言』諸子也、『樂箴』雜家也、奈何合而爲一家。是知班固胸中元無倫類（班固の芸文志は、『七略』に出づる者なり。『七略』は疎と雖も濫れず、班氏の步步趨趣として『七略』に離れざるが若きは、未だ其の失を見ざるなり。間々『七略』に無き所にして班氏の雜出する者有るは、則ち蹕なり。楊雄作る所の書、劉氏全く未だ收めずして、班氏に始めて出ず、之くの若きは何ぞ『太玄』、『法言』、『樂箴』の三書を以て合せて一總と為さんや、之を謂いて楊雄の序する所の三十八篇は儒家類に入る。按するに儒は旧より五十二種有り、固の新たに一種を出だすは、則ち楊雄の三書なり。且つ『太玄』は易類なり、『法言』は諸子なり、『樂箴』は雜家なり、奈何ぞ合して一家と為さんや。是れ班固の胸中に元より倫類無きを知るなり。）。

「亡書出於後世論」

古之書籍、有不出於當時、而出於後代者。按蕭何『律令』張蒼『章程』漢之大典也、劉氏『七略』班固『漢志』全不收。按晉之故事即漢『章程』也、有『漢朝駁議』三十卷、『漢名臣奏議』三十卷有り、並びに『章程』の書と為し、隋、唐に至つて猶お存す、隋、唐猶存、奈何闕於漢乎。刑統の書本於蕭何『律令』歷代増修、不失故典、豈可闕於當時乎。又況兵家一類、任宏所編有韓信『軍法』三篇、『廣武』一篇、豈有韓信『軍法』猶在、而蕭何『律令』、張蒼『章程』則無之、此劉氏、班氏之過也。孔安國『舜典』不出於漢而出於晉、連山之『易』不出於隋而出於唐。應知書籍之亡者、皆校讎之官失職也（古の書籍は、當時に出でずして、而して後代に出づる者有り。按するに蕭何の『律令』、張蒼の『章程』は漢の大典なり、劉氏の『七略』、班固の『漢志』は全て收めず。按するに晋の故事は即ち漢の『章程』なり、『漢朝駁議』三十卷、『漢名臣奏議』三十卷有り、並びに『章程』の書と為し、隋、唐に至つて猶お存す、奈何ぞ漢に於いて欠けんや。刑統の書は蕭何の『律令』に本づき、歷代に増修し、故典を失わず、豈に当時に欠くるべけんや。又た況んや兵家の一類は、任宏の編む所なり、韓信の『軍法』の三篇、廣武の一篇有り、豈に韓信の『軍法』猶お在りて、而して蕭何の『律令』、張蒼の『章程』則ち之無き有らんや、此れ劉氏、班氏の過なり。孔安國の『舜典』は漢に出でずして晋に出づ、連山の『易』は隋に出でずして唐に出づ。応に書籍の亡ぶ者は、皆校讎の官の失職なるを知るべし）。

【原文】

著錄之創爲金石〔注一〕、圖譜〔注二〕二略、與藝文竝列而爲三、自鄭樵始也。就三略而論之、如藝文經部有三字石經、一字石經、今字石經、易篆石經、鄭玄尚書之屬凡若干種〔注三〕、而金石略中無石經。豈可特著金石一略、而無石經乎。諸經史部內所收圖譜、與圖譜略中互相出入、全無倫次〔注四〕。以謂鉅編鴻製、不免牴牾、抑亦可矣。如藝文傳記中之祥異一條、所有地動圖、瑞應翎毛圖之類、名士一條之文翁學堂圖、忠烈一條之忠烈圖等類、俱詳載藝文而不入圖譜〔注五〕、此何說也。蓋不知重複互注之法、則遇兩歧牽製之處、自不覺其牴牾錯雜、百弊叢生。非特不能希蹤古人、即僅求寡過〔注六〕、亦已難矣。

右三之三

【訓読み文】

著錄の創めて金石、図譜の二略を爲りて、芸文と並列して三と爲すは、鄭樵より始まるなり。三略に就きて之を論ずるに、芸文の經部が如きは『三字石經』、『一字石經』、『易篆石經』、『鄭玄尚書』の属

凡そ若干種有るもの、而るに金石略の中に石經無し。豈に特だ金石の一略を著して、而して石經無かるべけんや。諸々の經史部の内に収むる所の圖譜は、圖譜略と中に互いに相い出入して、全く倫次無し。以謂らく鉅編鴻製、牴牾を免れざるは、抑ゝ亦た可ならんと。芸文の伝記中の祥異の一条に、有る所の『地動図』、『瑞應翎毛図』の類、名士の一条の『文翁學堂図』、忠烈の一条の『忠烈図』等の類が如きは、俱に詳さに『芸文』に載せて図譜に入れず、此れ何れの説なるか。蓋し重複互注の法を知らざれば、則ち兩歧牽製の処に遇いて、自ら其の牴牾錯雜あるを覺らずして、百弊叢生す。特だ古人に希蹤する能わざるのみに非ずして、即ち僅かに過ち寡きを求むるも、亦た已に難し。

右三之三

【現代語訳】

著錄に初めて金石、図譜の二略を独立させて、芸文と並列して三つとしたのは、鄭樵から始まる。この三略について論じると、例えば芸文略の經類の部には『三字石經』、『一字石經』、『今字石經』、『易篆石經』、『鄭

『玄尚書』の属を若干種収録しているが、金石略の中に石經を收録してない。どうしてわざわざ金石の一略を立てておきながら、石經は收録しなくてよいものか。また、諸々の經類や史類の部の内に收められている図譜は、図譜略と互いに出入りしていく、全く以て条理、秩序というものが欠けている。思うに、大著述であれば、食い違いを免れられないことは、そもそも仕方のないことであろう。芸文略の伝記中における祥異の一條には、『地動図』、『瑞應翎毛図』の類、名士の一条の『文翁学堂図』、忠烈の一条の『忠烈図』などは、ともに芸文略に收録しながら図譜略に收録していないのは、一体何れの説であるのだろうか。思うに、重複互注の法を知らなければ、二つの道にひかれるような所に遇つた際には、自らその食い違いが錯雜としていることは気付かず、多くの弊害が群れ立つて生じてしまうのである。古人の教えに従うことが出来ないばかりか、誤りを少なくしようとすることも、また難しいものとなるのである。

以上三の三

【訳注】

一 鄭樵『通志』卷七十三に著録される金石略は、「上代文字」「錢譜」「三代款識」「秦」「兩漢」「三國」「晉」「唐」「唐宋」「唐名家」で構成され、鄭樵は序文で次のように述べている。「序曰、方冊者、古人之言語。款識者、古人之面貌。以後學跂慕古人之心、使得親見其面而聞其言、何患不與之俱化乎。所以仲尼之徒三千、皆爲賢哲而後世曠世、不聞若人之一二者、何哉。良由不得親見關於仲尼耳。蓋閑習禮度、不若式瞻容儀、諷謗遺言、不若親承音旨。今之方冊所傳者、已經數千萬傳之後、其去親承之道遠矣。惟有金石所以垂不朽、今列而爲略、庶幾式瞻之道猶存焉。且觀晉人字畫、可見晉人之風猷、觀唐人書蹤、可見觀唐人之典則、此道後學安得而舍諸。三代而上、惟勒鼎彝。秦人始大其制而用石鼓、始皇欲詳其文而用豐碑。自秦迄今、惟用石刻。散佚無紀、可爲太息、故作金石略（序に曰く、方冊は、古人の言語なり。款識は、古人の面貌なり。後学の古人を跂慕するの心を以て、親しく其の面を見て其の言を聞くを得ざしめ、何ぞ之と俱に化せざるを患わん。所以に仲尼の徒の三千は、皆賢哲為るも後世世を曠くし、若き人の一二を聞かざるは、何ぞや。良に親しく仲尼に見聞するを得ざるに由るのみ。蓋し礼度を閑習するは、容儀を式瞻するに若かず、遺言を諷誦するは、親しく音旨を承くるに若かず。今の方冊の伝うる所は、已に数千万の伝の後を経て、其れ親しく承くるの道を去ること遠し。惟だ金石の以て垂れて朽ちざる

所有るのみ、今列べて略と為す、庶幾くは式瞻の道、猶お焉に存するを。且つ晋人の字画を観て、晋人の風猷を見るべし、唐人の書蹟を観て唐人の典則を見るべし、此の道後学安くにか得て諸を含かんか。三代より上、惟だ鼎彝を勒む。秦人は始めて其の制を大にして石鼓を用い、始皇は其の文を詳びらかにせんと欲して豐碑を用う。秦より今に迄り、惟だ石刻を用うるのみ、散佚して紀無くんば、為に太息すべし、故に金石略を作る。」

鄭樵に先立つ北宋において、劉敞（一〇一九～一〇六八）、字は原父は『先秦古器図碑』を著し、歐陽修（一〇〇七～一〇七二）、字は永叔は『集古錄跋尾』を著し、金石学研究を創始して、後の金石研究に対して多大な影響を与えたことが知られている。神田喜一郎氏の「宋代の金石書目」（『支那學』第三卷第十二号）に拠れば、北宋から南宋における金石学関連の書物は存佚合わせて四十七部を数え、当事の金石学の流行、及び史学や書法の分野における発展が看取される。こういった意味において、鄭樵が金石略を独立した背景には、鄭樵自身が金石の重要性を認識していたというは勿論だが、もとより宋代の学風の影響下にあって、それをよく反映したものと捉えるべきであろう。

なお、金石類についての従来の目録分類については、『古今全書総目提要』史部、卷八五の目録類の序において「金石之文、隋、唐『志』附「小學」、「宋志」乃附「目錄」。今用『宋志』之例、並列此門、而別爲子目、不使與經籍相

淆焉」と述べられている。金石類が「隋志」や「唐志」では小学に附され、「宋志」に至つて目録類に附されたのは、書物の内容を鑑みたというよりも、むしろその書物の表面的体裁が目録に近似していることに由来するものと思われる。同じ序では金石類の分類の困難さを末尾に案語を附して、「案『隋志』以下、皆以法書、名畫列入目録。今書畫列入子部藝術類。惟記載金石者無類可歸、仍入目録、然別爲子目、不與經籍相參。蓋目録皆爲經籍作、金石其附庸也。」と述べられている。

一 鄭樵『通志』卷七十二に著録される図譜略は「索象」「原學」「明用」「記有」「記無」で構成されており、「索象」では次のように述べている。「河出圖」天地有自然之象。洛出書、天地有自然之理。天地出此二物以示聖人、使百代憲章必本於此而不可偏廢者也。圖、經也。書、緯也。一經一緯、相錯而成文。圖、植物也。書、動物也。一動一植、相須而成為變化。見書不見圖、聞其聲不見其形、見圖不見書、見其人不聞其語。圖至約也、書至博也、即圖而求易、即書而求難。古之學者爲學有要、置圖於左、置書於右、索象於圖、索理於書、故人亦易爲學、學亦易爲功、舉而措之、加執左契。後之學者離圖卽書、尙辭務說、故人亦難爲學、學亦難爲功。雖平日胸中有千章萬卷、及實之行事之間、則茫然不知所向。秦人雖棄儒學、亦未嘗棄圖書、誠以爲國之具、不可一日無也。蕭何知取天下易、守天下難、當衆人爭取之時、何則入咸陽先取秦圖書以爲守計。一旦干戈既定、文物

悉張、故蕭何定律令而刑罰清、韓信申軍法而號令明、張蒼定章程而典故有倫、叔孫通制禮儀而名分有別。且高祖以馬上得之、一時間武夫役徒、知詩書爲何物。而此數公又非老師宿儒博通古今者、若非圖書有在、指掌可明見、則一代之典未易舉也。然是時挾書之律未除、屋壁之藏不啓、所謂書者有幾。無非按圖之效也。後世書籍既多、儒生接武、及乎議一典禮、有如聚讼、玩歲曷日、紛紛紜紜、縱有所獲、披一斛而得一粒、所得不償勞矣。何爲其然哉。歆向之罪、上通於天。漢初典籍無紀、劉氏創意、總括羣書、分爲七略、只收書、不收圖、藝文之目、遞相因習。故天祿、蘭臺、三館四庫、內外之藏、但聞有書而已。蕭何之圖、自此委地。後之人將慕劉班之不暇、故圖消而書日盛。惟任宏校兵書一類、分爲四種、有書五十三家、有圖四十三卷、載在『七略』獨異於他。宋齊之間、羣書失次、王儉於是作『七志』、以爲之紀、六志收書、一志專收圖譜、謂之『圖譜志』。不意末學而有此作也、且有專門之書則有專門之學、有專門之學則其學必傳而書亦不失。任宏之略、劉歆不能廣之、王儉之志、阮孝緒不能續之。孝緒作『七錄』、散圖而歸部錄、雜譜而歸記注。蓋積書猶調兵也、聚則易固、散則易亡。積書猶賦粟也、聚則易贏、散則易乏。按任宏之圖與書幾相等、王儉之志自當七之一、孝緒之錄雖不專收、猶有總記、內篇有圖七百七十卷、外篇有圖百卷、未知譜之如何耳。隋家藏書、富於古今、然圖譜無所繫。自此以來、蕩然無紀。至今虞、夏、商、周、秦、漢、上代之書具在、而圖無傳焉。圖既無傳、

書復日多、茲學者之難成也。天下之事、不務行而務說、不用圖譜可也。若欲成天下之事業、未有無圖譜而可行於世者。作圖譜略（河は図を出だし、天地に自然の象有り。洛は書を出だし、天地に自然の理有り。天地は此の二物を出だし以て聖人に示し、百代の憲章をして必ずや此に本づき偏廢すべからざらしむる者なり。図は、經なり。書は、緯なり。一經一緯、相い錯ざりて文を成す。図は、植物なり。書は、動物なり。一動一植、相い須ちて変化を成す。書を見て図を見ざるは、其の声を聞きて其の形を見ず、図を見て書を見ざるは、其の人を見て其の語を聞かず、図は約に至るなり、書は博に至るなり、図に即きて易きを求め、書に即きて難きを求む。古の学者は学を為すに要有り、図を左に置き、書を右に置き、象を図に索め、理を書に索む、故に人も亦た学を為し易し、学も亦た功を為し易し、挙げて之を措き、加えて左契を執る。後の学者は図を離れて書に即き、辞を尚びて説を務む、故に人も亦た学を為し難く、学も亦た功を為し難し。平日の胸中に千章万巻有りと雖も、実の行事の間に及べば、則ち茫然として向う所を知らず、秦人は儒学を棄つと雖も、亦た未だ嘗て図書を棄てざるは、誠に以て國の見えを為して、一日に無からしむべからざるなり。蕭何は天下を取るの易く、天下を守るの難きを知り、衆人爭取の時に当りて、何は則ち咸陽に入りて先ず秦の図書を取りて以て守計を為す。一旦干戈既に定まり、文物は悉く張る、故に蕭何は律令を定めて刑罰は清、韓信は軍法

を申べて号令は明、張蒼は章程を定むるに典故に倫有り、叔孫通は礼儀を制して名分に別有り。且つ高祖は以て馬上に之を得て、一時の間武夫役徒として、詩書は何物為るかを知る。而して此の数公は又た老師宿儒にして博く古今に通ずる者に非ず、若し図書在る有りて、指掌明らかに見るべきに非ざれば、則ち一代の典は未だ挙げ易からざるなり。然るに是の時挾書の律は未だ除かれず、屋壁の藏は啓かれず、所謂書は幾ばくかあらんや。図に按づるの效に非ざる無きなり。後世書籍既に多く、儒生武を接ぎ、一典礼を議するに及びては、聚訟の如き有り、歳を玩り日を惕り、紛糾紜糾として縦え獲る所有るも、一斛を披きて一粒を得るのみ、得る所は労を償わぬ。何為れぞ其然らんや。歎向の罪、上は天に通ず。漢初、典籍に紀無し、劉氏は創意して、群書を総括し、分けて七略を為す、只だ書を収めて、図を收めず、芸文の目、遞いに相い因習す、故に天祿、蘭台、三館四庫、内外の藏、但だ書有るを聞くのみ、蕭何の図は此れより地に委てらる。後の人は劉班を慕うの暇あらざるを將てす、故に図は消えて書は日々に盛んなり、惟だ任宏は兵書の一類を校して、分けて四種と為し、書五十三家有り、図四十三卷有り、載せて『七略』に在りて、独り他に異なる。宋齊の間、群書は次を失う、王儉は是に於いて『七志』を作り、以て之を紀と為す、六志は書を收め、一志は専ら図譜を收む、之を『図譜志』と謂う。末學にして此の作有りと意わざるなり、且つ専門の書有れば則ち專

門の学有り、専門の学有れば則ち其の学は必ずや伝わりて書も亦た失われず。任宏の略、劉歆は之を広ぐ能わず、王儉の志、阮孝緒は之を続ぐ能わず。孝緒は七錄を作り、図を散じて部錄に帰し、記注に帰す。蓋し書を積むこと猶お兵を調するがごときなり。聚むれば則ち固まり易く、散すれば則ち亡び易し。書を積むこと猶お粟を賦するがごときなり。聚むれば則ち贏ち易く、散すれば則ち乏て易し。按するに任宏の図と書とは幾ど相い等しく、王儉の志は、自ら七の一に当つ、孝緒の錄は、専らには收めずと雖も、猶お總記有りて、内篇に図七百七十卷有り、外篇に図百卷有るも、未だ譜の如何なるかを知らざるのみ。隋家の藏書は古今に富むも、然るに図譜の繋る所無し。此れより以来、蕩然として紀無し。今に至りて虞、夏、商、周、秦、漢、上代の書は具さに在るも、而るに図は伝わる無し。図既に伝わる無くして、書復た日々に多きは、茲れ学者の成り難きなり。天下の事、行を務めずして説を務むるは、図譜を用ひざるも可なり。若し天下の事業を成さんと欲すれば、未だ図譜無くして世に行うべき者有らず。(図譜略を作る)。「圖譜」は、鄭樵も述べるよう、既に王儉『七志』において単独で部立されており、「隋書」経籍志序に拠れば、第七分類として「圖譜志、紀地域及圖書」とあり、地理や地図の類が収録されていたことが分かる。また同じ序には、第五分類として「陰陽志、紀陰陽圖緯」とあり、当時流行していた讖緯の学説における図の類は、「圖譜志」

とは別に分類、著録されていたことが窺える。阮孝緒『七錄』序では『七志』から図譜の部立てを除外した理由を次のように述べている。「王氏圖譜」志、劉歆略所無。劉歆數術中、雖有曆譜、而與今譜有異。竊以圖畫之篇宜從所圖爲部、故隨其名題、各附本錄。譜既注記之類、宜與史體參、故載于記傳之末。」内藤湖南は「地理・地圖に關係したものを新たに作ったのは、一體六朝時代には地志の類が多く出来た。別錄七略時代には、地志はまだ一つの部類とならず、山海經の如きは、數術中の刑法家に入れられ、即ち土地の吉凶を觀る、支那に今日ある風水・相墓・相宅の部に入れられたのである。然るにこの以後、地志の書が多くなつたので圖譜志の一類を創めたのである。」と指摘し、倉石武四郎は内藤湖南の指摘を引用しつゝ更に「地域及図書」とある限りその形が他の書物と違つていたためであると考えることも必要だと思つ。」と指摘している。

三 鄭樵『通志』芸文略經部易類に「石經周易」十卷、「今字石經易篆」三卷、「今字石經周易」一卷が著録され、書類には「今字石經鄭玄尚書」八卷、「今字石經尚書本」五卷、「一字石經尚書」六卷、「三字石經尚書」九卷が著録され、詩類には「一字石經魯詩」六卷、「今字石經毛詩」三卷が著録され、春秋類に「一字石經春秋」一卷、「三字石經春秋」三卷、「三字石經左伝古篆書」十二卷、「今字石經左伝經」十卷、「一字石經公羊伝」九巻が著録され、礼類に「二字石經儀礼」九巻、「今字石經仪礼」四巻が著録されている。

【原文】

若就書之易淆者言之、經部易家與子部之五行陰陽家相出入、樂家與集部之樂府、子部之藝術相出入、小學家之書法與金石之法帖相出入、史部之職官與故事相出

四 『通志』芸文略經類易には、「大衍玄図」一巻、「釣隱図」三巻、「統釣隱図」一巻、「周易稽頤図」三巻、「龍図」一巻、「河図洛書解」一巻、「伏羲俯仰八卦図」一巻、「周易乾生帰一図」十巻、「荊定易図」一巻、「八卦小成図」一巻の「十部二十二巻」が著録されているものの、図譜略記無の易には「唐一行『大衍玄図』」と「范諤昌『易源流図』」の二部を著録するのみである。また芸文略經類詩には、「毛詩図」三巻、「毛詩孔子図経」十二巻、「毛詩古賢聖図」一巻、「毛詩草木虫魚図」二十巻の「五部三十九篇」が著録されており、図譜略記無詩には「成伯璵『毛詩図』」と「草木虫魚図」の二部のみが著録されている。

五 『通志』芸文略史部伝記類の祥異の条には「地動図」一巻、「瑞應翎毛図」一巻、名士の條には「文翁学堂図」一巻、「忠烈の條には『忠烈図応』一巻がある。

六 「寡過」は『論語』憲問篇の「蘧伯玉使人於孔子、孔子與之坐而問焉曰、夫子何爲、對曰、夫子欲寡其過而未能也、使者出、子曰、使乎、使乎。」に基づく。

入、譜牒與傳記相出入、故事與集部之詔誥奏議相出入、集部之詞曲與史部之小說相出入、子部之儒家與經部之經解相出入、史部之食貨與子部之農家相出入。非特如鄭樵之所謂傳記、雜家、小說、雜史、故事五類と、詩話、文史之二類、易相紊乱已也〔注一〕。若就書之相資者而論、爾雅與本草之書相資爲用、地理與兵家之書相資爲用、譜牒與曆律之書相資爲用。不特如鄭樵之所謂性命之書求之道家、小學之書求之釋家、周易藏於卜筮、洪範藏於五行已也〔注二〕。書之易混者、非重複互注之法、無以免後學之抵牾。書之相資者、非重複互注之法、無以究古人之源委。一隅三反〔注三〕、其類蓋亦廣矣。

右三之四

【訓読文】

若し書の淆じり易き者に就きて之を言えど、經部の

易家と子部の五行陰陽家とは相い出し、樂家と集部の樂府、子部の芸術とは相い出し、小學生の書法と金石の法帖とは相い出し、史部の職官と故事とは相い出し、譜牒と伝記とは相い出し、故事と集部の詔誥奏議とは相い出し、集部の詞曲と史部の小說と

【現代語訳】

書物の混ざりやすいものについて言えど、經部の易家と子部の五行陰陽家は互いに出入りし、樂家と集部の樂府は、子部の芸術と互いに出入りし、小學生の書

は相い出し、子部の儒家と經部の經解とは相い出しし、史部の食貨と子部の農家とは相い出し。特だ鄭樵の所謂傳記、雜家、小說、雜史、故事の五類と、詩話、文史の二類との如きの、相い紊乱し易きのみに非ざるなり。若し書の相い資ぐる者に就きて論すれば、『爾雅』と『本草』との書は相い資けて用を為し、地理と兵家との書は相い資けて用を為し、譜牒と曆律との書は相い資けて用を為す。特だ鄭樵の所謂性命の書は之を道家に求め、小學生の書は之を釈家に求め『周易』は卜筮に藏され、『洪範』は五行に藏さるが如きのみならず。書の混じり易き者は、重複互注の法に非ざれば、以て後學の抵牾を免るる無し。書の相い資ぐる者は、重複互注の法に非ざれば、以て古人の源委を究むる無し。一隅三反にして、其の類は蓋し亦た広し。

右三の四

法と金石の法帖は互いに出入りし、史部の職官と故事は互いに出入りし、譜牒と伝記は互いに出入りし、故事と集部の詔誥・奏議は互いに出入りし、集部の詞曲と史部の小説は互いに出入りし、子部の儒家と經部の經解は互いに出入りし、史部の食貨と子部の農家は互いに出入りしやすいものである。鄭樵の所謂伝記、雜家、小説、雜史、故事の五類と、詩話、文史の二類だけが、互いに混乱しやすいというわけではない。書物の互いに助け合うものについて論じれば、『爾雅』と『本草』との書物は互いに助け合つて有用なものとなるし、地理と兵家の書は互いに助け合つて有用なものとなるし、譜牒と曆律の書物は互いに助け合つて有用なものとなる。ただ鄭樵の所謂性命の書は道家に求められ、小学の書は釈家に求められ、『周易』はト筮に藏書され、『洪範』は五行に藏書されると言うだけのものではないのである。書物の混乱しやすいものは、重複互注の法によらなければ、後世の学者の食い違いを免れられない。書物の互いに助け合うものは、重複互注の法によらなければ、古人の本末委細を考究することは出来ない。孔子の言う一つの隅を示せば三つの答えが返

つてくるようなもので、そういうた類のものはとても広いのである。

以上三の四

【訳注】

一 鄭樵『通志』校讎略「編次之譌論」には次のようにある。
 「古今編書所不能分者五、一曰傳記、二曰雜家、三曰小說、四曰雜史、五曰故事。凡此五類之書、足相紊亂。又如文史與詩話、亦能相濫。(古今の編書の分かつ能わざる所の者は五あり、一に曰く伝記、二に曰く雜家、三に曰く小説、四に曰く雜史、五に曰く故事。凡そ此の五類の書は、相い紊乱するに足る。又た文史と詩話との如きは、亦た能く相い濫る。)」

二 鄭樵『通志』校讎略「求書之道論」には次のようにある。
 「凡姓名道德之書、可以求之道家。小學文字之書、可以求之釋氏。如『素履子』、『玄眞子』、『尹子』、『鬻子』之類、道家皆有。如『蒼頡篇』、『龍龕手鑑』、郭遜『音訣字母』之類、釋氏皆有。『周易』之書、多藏於ト筮家。『洪範』之書、多藏於五行家。且如邢璿『周易略例正義』、今道藏有之。京房『周易飛伏例』、ト筮家有之。此之謂傍類以求。(凡そ姓名道德の書は、以て之道家に求むべし。小學文字の書は、以て之を釈氏に求むべし。『素履子』、『玄眞子』、『尹子』、『鬻子』の類が如きは、道家に皆有り。『蒼頡篇』、『龍龕手鑑』

鑑』、郭遜『音訣字母』の類が如きは、枳氏皆有り。『周易』の書は、多くト筮家に藏せらる。『洪範』の書は、多く五行家に藏せらる。且つ邢璿『周易略例正義』が如きは、今道藏に之有り。京房『周易飛伏例』は、ト筮家に之有り。此れ之を傍類以求と謂う。」

三 「一隅三反」は『論語』述而篇の「子曰、不憤不惄、不悱不發、舉一隅不以三隅反、則不復也。」に基づく。

【原文】
別類敍書、如列人爲傳、重在義類、不重名目也。班、馬列傳家法、人事有兩關者、則詳略互載之。如子貢在仲尼弟子爲正傳、其入貨殖則互見也。〔注一〕 儒林傳之董仲舒〔注二〕、王吉〔注三〕、韋賢〔注四〕、既次於經師之篇、而別有專傳。蓋以事義標篇、人名離合其間、取其發明而已。部次羣書、標目之下、亦不可使其類有所闕、故詳略互載、使後人溯家學者、可以求之無弗得、以是爲著錄之義而已。自列傳互詳之旨不顯、而著錄亦無復有互注之條、以至元史之一人兩傳〔注五〕、諸史藝文志之一書兩出、則弊固有所開也。

右三之五

【訓読文】

類を別ちて書を叙ぶるは、人を列ねて伝を為すが如し、重んずるは義類に在りて、名目を重んぜざるなり。

班、馬列傳の家法、人事に兩つながらに関わる者有れば、則ち詳略して互いに之を載す。子貢の如きは「仲尼弟子」に在るを正伝と為し、其の「貨殖」に入るるは則ち互見なり。「儒林傳」の董仲舒、王吉、韋賢、既に經師の篇に次ぐで、而して別に專傳有り。蓋し事義を以て篇に標し、人名は其の間に離合し、其の發明を取るのみ。群書を部次し、標目の下に、亦た其の類をして闕く所有らしむべからず、故に詳略して互いに載せ、後人の家學に遡る者をして、以て之を求めて得ざる無かるべからしめ、是を以て著録の義と為すのみ。列伝互詳の旨、顕らかならざるより、著録も亦た復た互注の條有る無し、以て『元史』の一人兩傳、諸史の「芸文志」の一書両出に至れば、則ち弊固に開く所有るなり。

右二の五

【現代語訳】

類を分けて書物について述べることは、人を並べて伝記を作るようなものであり、それは義と類を重視するのであって、名目を重視しない。班固と司馬遷の列伝編纂の伝統的な方法は、社会の事柄において二つの関わりが有れば、一方を詳細にして、また一方を省略して互いに載せている。例えば子貢は「仲尼弟子列伝」にあるものが正伝であり、「貨殖列伝」に入れられるものは、互見である。「儒林伝」の董仲舒、王吉、韋賢は既に経師の篇において並べられており、また別に専門の伝記もある。思うに事柄と意義を篇目に記し、人名はその間において行き来させ、その人物の姿をはつきりと分かるようにしているのである。同様に多くの書物を類別して並べ、標目の下において、その類を欠かさせてはならず、そこで詳細にして、或いは省略して互いにこれを載せて、後世において家学に遡ろうとする人々に、書物を求められないようがあつてはならないようにし、これを以て著録の意義とするのである。列伝互詳の旨意が失われてからは、著録においてもやはり互注の条が無くなってしまったのであり、

『元史』では一人につき同じ記載を以て二つの伝を立ててしまつたり、諸々の史書における「芸文志」において一つの書物が重複して著録されているのは、その弊害が表立つて現れているのである。

右三の五

【訳注】

一 子貢（前五二〇～前四四六）、姓は端木、名は賜、字は子貢、孔門十哲として名高い。章学誠が「正伝」とする『史記』卷六十七の仲尼弟子伝には、彼の優れた弁舌家である一面について、文字數千七百を超える詳細な伝が立てられているのに対して、「互見」とする同書卷一百二十九の貨殖列伝では彼の実業家の一面について、文字数百にも満たない簡略化されたものが見える。

二 董仲舒（前一七九～前一〇四）、廣川の人、前漢の儒学者で若くして春秋を善くしたという。『漢書』卷八十八、儒林伝の韓嬰の伝に、「武帝時、嬰嘗與董仲舒論於上前、其人精悍、處事分明、仲舒不能難也。」と見え、また「胡母生字子都、齊人也。治公羊春秋、爲景帝博士。與董仲舒同業、仲舒著書稱其德。」と見える一方で、また同書列伝卷五十六に伝が立てられている。

三 王吉（生没年不明）、字は子陽、琅邪郡皋虞の人で前漢の

政治家。『漢書』卷八十八、儒林伝の趙子伝に、「趙子、河内人也。事燕韓生、授同郡蔡誼。誼至丞相、自有傳。誼授同郡食子公與王吉。吉爲昌邑（王）中尉、自有傳。食生爲博士、授泰山栗豐。吉授淄川長孫順。順爲博士、豐部刺史。由是韓詩有王、食、長孫之學。豐授山陽張就、順授東海髡福、皆至大官、徒衆尤盛。」と見える一方で、また同書列伝卷七十二に伝が立てられている。

四 韋賢（前一四〇～前六二）、字は長孺、魯国鄒の人で前漢の政治家。『漢書』卷八十八、儒林伝の申公の伝に附されて、「韋賢治詩、事（博士）大江公及許生、又治禮、至丞相。傳子玄成、以淮陽中尉論石渠、後亦至丞相。玄成及兄子賞以詩授哀帝、至大司馬車騎將軍、自有傳。由是魯詩有韋氏學。」と見える一方で、また同書列伝卷七十三に伝が立てられてゐる。

五 校注の引く、『日知録』卷二十六「元史」の条には『元史』の編集における杜撰を指摘して次のように述べている。

出于一人之手。宋濂序云：「洪武元年十二月，詔脩元史，臣濂、臣韓公裁。二年二月丙寅開局，八月癸酉書成。紀三十卷、志五十三卷、表六卷、傳六十三卷。順帝時無實錄可徵，因未得爲完書。上復詔儀曹遣使行天下，其涉于史事者，令郡縣上之。三年二月乙丑開局，七月丁亥書成。紀十卷、志五卷、表二卷、傳三十六卷。凡前書有所未備，頗補完之。」

總裁仍濂、樞二臣、而纂錄之士、獨趙壠終始其事。然則元史之成、雖不出于一時一人、而宋、王二公與趙君亦難免于疏忽之咎矣。(『元史』列傳、八卷に速不台あり、九卷に雪不台あり、一人に両伝を作る。十八卷に完者都あり、十九卷に完者抜都あり、亦た一人に両伝を作るは、蓋し其の書を成すに一人の手に出でず。宋濂の序に云う「洪武元年十二月、詔して元史を修めしむ、臣濂、臣樞は總裁なり。二年二月丙寅開局し、八月癸酉書成る。紀三十七卷、志五十三卷、表六卷、伝六十三卷なり。順帝時に実錄の徵すべき無く、因りて未だ為に書を完うるを得ず。上は復た詔して儀曹遣使をして天下に行かしめ、其の史事に渉る者郡県をして之を上らしむ。三年二月乙丑開局し、七月丁亥書成る、紀十卷、志五卷、表二卷、伝三十六卷なり。凡そ前書に未だ備わらざる所有るも、頗る補いて之を完う。總裁は仍ち濂、樞の二臣なり、而して纂錄の士、独り趙壠は其の事に終始す。」然らば則ち元史の成るは、一時一人に出でずと雖も、宋王二公と趙君とは、亦た疏忽の咎を免れ難し。」同じく校注の引く、「養新錄」卷七の「一人重複立傳」でも「元史」の編集における杜撰を指摘して次のように述べている。「程師孟已列傳第九十卷、而循吏傳又有程師孟、兩篇無一字異、又李光傳末、附其子孟傳事百十五言、而又別爲孟傳立傳、季熙靜已見列傳第百十六、而第二百十二忠義附傳又有季熙靖、靖靜同音、實一人也。(程師孟已に列傳第十九卷あり、而して循吏傳に又た程師孟有り、両篇に一字

の異無し、又た李光伝の末に、其の子孟伝の事百十五言を附す、而して又た別に孟伝の為に伝を立つ、季熙静已に列伝第百十六に見ゆ、而して第二百十二忠義に伝を附し又た季熙靖有り、靖と静とは同音にして、実は一人なり。)